

会議録

令和4年第1回更別村議会定例会

第1日（令和4年3月10日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 教育行政報告
- 第 7 令和4年度村政執行方針、令和4年度教育行政執行方針
- 第 8 議案第 3号 更別村水洗便所改造等補助条例を廃止する条例制定の件
- 第 9 議案第 4号 更別村の休日を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第10 議案第 5号 更別村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第11 議案第 6号 更別村個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
- 第12 議案第 7号 更別村公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第13 議案第 8号 更別村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第14 議案第 9号 更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第15 議案第10号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第16 議案第11号 更別村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第17 議案第12号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第18 議案第13号 更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第19 議案第14号 更別村交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第20 議案第15号 更別村賃貸住宅建設促進事業助成金に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第21 議案第16号 北更別・旭・平和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件
- 第22 議案第17号 勢雄・更別東辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件
- 第23 議案第18号 更別・昭和・更南辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件

- 第24 議案第19号 南更別・香川・更生辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件
- 第25 議案第20号 上更別南・東栄・協和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件
- 第26 議案第21号 令和3年度更別村一般会計補正予算（第12号）の件
- 第27 議案第22号 令和3年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の件
- 第28 議案第23号 令和3年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件
- 第29 議案第24号 令和3年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件
- 第30 議案第25号 令和3年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件
- 第31 議案第26号 令和3年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件

◎出席議員（6名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	3番	小谷文子		4番	松橋昌和
	5番	太田綱基		6番	安村敏博

◎欠席議員（1名）

1番 遠藤久雄

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	荻原正	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	総務課長	末田晃啓
総務課参事	女ヶ澤廣美	企画政策課長	本内秀明
企画政策課参事	高田大資	産業課長	高橋祐二
住民生活課長 会計管理者	小野寺達弥	建設水道課長	佐藤成芳
保健福祉課長	新関保	子育て応援課長	石川亮
診療所事務長	酒井智寛	教育委員会 教育次長	小林浩二
学校給食センター所長	安部昭彦	農業委員会 事務局長	川上祐明

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 佐藤敬貴 書記 伊東秀行
書 記 伊 東 秀 行
書 記 南 雲 美 幸

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議長 開会に先立ち、議員の出欠につきまして、1番、遠藤議員より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は6名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回更別村議会定例会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和4年第1回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

明日3月11日は、東日本大震災発生から11年目を迎えることとなります。ここに改めて惨禍の犠牲となられました皆様に心より哀悼の意を表するものであります。特に我が村の姉妹都市であります東松島市におかれましては、今日までの幾多の困難を乗り越えながら復興の道を歩まれている被災者の皆様、関係者の皆様に深く敬意を表する次第であります。今日までの復興への営みの重みをしっかりと受け止め、決して風化させることなく、これからも姉妹都市としての絆をさらに強く、連携を深めてまいりたいと考えております。

さて、令和3年度も残り僅かとなりましたが、計画しました事業もほぼ達成の運びとなっております。改めまして、村議会議員の皆様並びに村民の皆様の深いご理解とご協力に重ねて感謝とお礼を申し上げる次第であります。

いまだ終息の見えない新型コロナウイルス感染症であります。引き続き感染拡大防止に向けた取組を全村を挙げて取り組んでおります。本村といたしましても3回目のワクチンを開始しております。1月末までに医療従事者、2月末までに高齢者施設入所者、従事者の接種を完了し、2月2日からは高齢者や一般の方の接種を順次開始しているところであります。3月9日時点で65歳以上の接種率は81.60%となっております。5歳から11歳までは、2月21日に対象者184人に接種券を配付、3月4日から開始をし、毎週月曜日と金曜日に接種を行っております。今後とも接種希望者への円滑な接種に努めてまいりたいと考えております。

一方、全世界が人類の存亡をかけて未曾有の感染症と闘っているときに、武力をもって他国の主権をじゅうりんし、幼い子どもやその家族の命が脅かされているという信じがたい現実に深い憤りを禁じ得ません。一刻も早い事態の収拾と平和的な解決を強く願うものであります。

さて、本村が進めるスーパーシティ型の国家戦略特区の選定につきましては、令和4年3月4日の専門調査会で大阪市、府とつくば市を指定する原案が了承され、残念ではありますが、更別村は選定に至りませんでした。これまで村民の皆様や提案いただいた企業、

関係者の皆様には多大なるご尽力を賜り、心より熱くお礼を申し上げます。

国家戦略特区指定の申請から5年間の取組の中で、本村のスーパービレッジ構想の提案と並行して内閣府の未来技術等社会実装事業、総務省のデータ連携促進型スマートシティ推進事業、国土交通省のスーパーシティモデルプロジェクト、東京大学の誘致や光回線、5G基地局をはじめとする通信網の整備を進めてまいりました。これらの事業は、デジタル化やロボティクスの推進に関する事業であり、社会基盤、産業基盤のインフラと同時に今後本村を支え、未来の土台となる基盤となるものであります。本村においての少子高齢化や人材不足等の喫緊の課題の解決のため、住民と産学官が一体となってICTやAIを活用した高齢者の移動手段の確保、健康の見守り、行政手続のデジタル化など、実装できるものから速やかに整備し、デジタル田園都市国家構想が掲げる地方の魅力をそのままに、都市に負けない利便性と可能性の実現に取り組んでまいります。今後とも関係者、専門家と密接に意思疎通を図りながら、必要な対策を講じ、住民の生活をしっかりと守っていきたいと考えております。20年、30年後の豊かで持続的な村の実現に向け、決して歩みを緩めることなく前進してまいる所存であります。

さて、本年度は、平成29年に策定しました第6期更別村総合計画の5年目の折り返し点となる年であります。テーマであります「住みたい 住み続けたいまち ともにつくろう みんなの夢大地」とともに、村長として2期目の最終年度として、公約の達成と各種施策の実現に全力で村政運営に当たってまいります。改めて議員各位の皆様や村民の皆様のご理解とご協力を切にお願いするものであります。

本定例会におきましては、令和4年度村政執行方針並びに教育行政執行方針、新規条例の制定並びに改正案件18件、令和3年度の補正予算の件、令和4年度各会計新年度予算など計30件の議案につきましてご審議をお願いするものであります。

以上、よろしくご願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくご願いいたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番、太田さん、6番、安村さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

安村議会運営委員長。

○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第1回議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ3月3日午前10時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議をいたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から3月18日までの9日間と認められました。

以上、委員会での結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より18日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は9日間と決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。

次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

安村総務厚生常任委員会副委員長。

○安村総務厚生常任副委員長 それでは、総務厚生常任委員会所管事務調査の報告をさせていただきます。

本委員会は、所管事項について下記のとおり調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

記、調査日時、令和4年1月25日火曜日午前10時より。

調査場所、更別村議会議員控室。

調査事項、「公共施設及び村有林の復興状況について」。

経過、委員5名により、調査事項について総務課長及び産業課長の出席を求め、総務課

長から公共施設、産業課長より村有林についての被害状況と復旧状況について説明を受け、調査を行いました。

調査結果、初めに、12月1日発生の暴風による公共施設等の被害状況及び復旧状況につき報告があった。建物被害は車両センター、老人保健福祉センターなど計11施設で、そのうち国保診療所と消防庁舎は未着手だが、ほかは復旧工事を終え、本年2月中には完了する予定である。

公共施設の復旧に関しては、被災後3か月間で工事完了の見通しが立ったことは評価されるものである。

また、倒木被害は老人保健福祉センター敷地内、運動広場など計15か所で72本であったが、その処理は12月27日までに終えた。倒木根を残した対応について、危険性の有無を今後調査し、検討する予定であるとの説明を受けた。

村有林の倒木被害については、被害に遭った翌日から12月20日までの10日間で処理を完了し、その後5日間で枝条処理を終えている。今後の対策としては、森林組合等との連携を図り、令和4年度中に植栽と復旧計画を策定し、年度ごととして5年度に特殊地拵・間伐、6年度に植栽・特殊地拵・間伐、7年度に植栽・間伐を行う予定との復旧計画素案が示された。

その中で、令和4年度に予定する村有林の復旧計画策定においては、農用地周辺と市街地、それぞれの視点で考えることが必要ではないか。

現在、農用地周辺の防風林はその大半がカラマツであるが、根が弱く倒木しやすい。また、冬期には落葉し、強風で落ちた枝葉が飛び散るといった欠点があり、計画の策定に当たっては、村の担当課のみで行うのではなく、カラマツ以外の樹種の特性に見識を持つ外部の人材を含めたメンバーで検討する必要があると考える。

一方、市街地及びその周辺地においては、村づくり、森林環境づくりの推進を図る意味からも、緑化を中心に新たな村の景観づくりを考えるべきである。

そのためにも、多くの村民の思いを取り入れつつ、官民一体となり取り組んでいくべきと考える

以上、報告いたします。

○議 長 これにて常任委員会の報告を終わります。

◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配布されております。

これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 一般行政報告で第6期総合計画のことについて掲載されているのですが、村長冒頭で挨拶にもあったスーパーシティの選定がなかったということは大変残念に思うのですが、この総合計画の中で3ページの情報通信の部分でデジタル田園都市国家構想推進交付金というものがあって、スーパーシティは規制改革をはじめとして、そこから波及されるインフラ、デジタル化というところにつながってくると思うのですが、それと似たようなというか、デジタル田園都市国家構想はインフラ、デジタル化というところを中心になっていると思います。極めて、規制改革が入っていてデジタル化というインフラというもので、すごく近いものがあるのですが、今回スーパーシティが選定されなかったことに対してデジタル田園都市国家構想に全力で力を注ぎ込むと思うのですが、このスーパーシティとデジタル田園都市国家構想の違いとか、スーパーシティに選定されなかったことによって、どのような規制改革ができなくてどのようなことができなくなったのか。それが引き続きデジタル田園都市構想でどれぐらいできるのかというところをちょっと補足で説明していただければと思うのですが。

○議長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまのご質問でございますけれども、先般の全員協議会の中でも一部ご説明を差し上げたところではございますが、今般スーパーシティ構想にこれまで取り組んできた内容について非選定となったことから、これまでもご説明しましたとおり、スーパーシティの採択にかかわらず速やかに実装するものはしていきたいということで考えを示してきたところでございます。今回総合計画で登載しておりますデジタル田園都市国家構想推進交付金につきましては、昨年国のほうで示された新たな構想ということで、このデジタル田園都市国家構想の中の一部にスーパーシティ、スマートシティといったものが取り込まれていると、それを実現するための国の制度としてこの交付金事業が創設されたという流れになってございます。

ご質問にありましたスーパーシティに掲げていたものでできなくなったものというのは、規制改革、国家戦略特区でございますので、提案していた規制改革に係るものについては取組が速やかにはできないというような状況になったところでございます。村で掲げていました構想の中では、交通の関係での、いわゆる白タクという表現が適切かどうかはあれなのですが、一般住民が送迎を実施した際に現在の法律では有償運送ができないということになってございます。燃料費等の実費を徴収することはできるのですが、人件費等に係る部分については法律上徴収ができないということでございます。今後村の地域の交通の中で住民の方が自由に送迎をできる仕組みをつくりたいということで提案していましたが、こちらについては非採択になったことから、実装はできないということの状況になってございます。

そのほかのものにつきましては、医療関係のどこでも診療所という提案をしておりましたが、こちらについてはオンライン診療の範囲の拡充ですとか、それに伴う月額定額制の診療報酬制度の拡充、こういったものを提案しているところでございましたけれども、こ

こちらについても速やかな実装ができないというようなことになってございます。また、農業系に関しましては、ドローンの規制関係、こちらについても通信に係る法律の規制、また航空法関連の規制、こういったものが、今現在ドローンを飛ばすためには必要な要件というものがございますが、これが自由に飛ばすことができない規制がございまして、こちらのほうの緩和についても求めていたところでございますが、これらも規制改革に今回は至らないということになりますので、こちらの取組についても実装はできないというような形になってございます。

一方、デジタル田園都市国家構想で今提案内容を精査している最中でございますけれども、こちらの中で実施できるものにつきましては、一部国が今実装を認めている自動走行関係、こちらのほうの取組については進めていきたいというふうに思っております。また、医療関係と健康づくり関係ということで、コミュニティーナースを活用した診療所診療との連携した仕組み、こちらについて実装したいと考えております。こちらの取組につきましては、スーパーシティとデジタル田園都市国家構想の考え方で一致している部分としましては、あくまでもデータ連携が基本となるということでございますので、今年度補正で整備しましたデータ連携基盤活用した中で、これらを医療データ、健康データ、そういったものをデータ連携を行って健康づくりの取組をしていきたいということについての事業を展開してまいりたいというふうに考えてございます。農業関係につきましては、現在GPSの仕組み等についてJAさらべつでも取り組まれておりますRTKの無線の環境の強化、こちらのほうも新たな仕組みに展開していくということで、こちらのほうもこの交付金を使って実装していきたいというふうに考えているところでございます。

主なものとしては以上のようなところでございます。

○議長 長 西山村長。

○村長 スーパーシティとデジタル田園都市ですけれども、あくまでもデジタル田園都市のほうは実装していくということで、今まで実証とかありましたけれども、そうではなくて実際の生活にその高度技術を組み入れて、例えば今デマンド交通を実装しておりますけれども、そういう形で実際に組み入れていくということでもあります。今調整をしていますし、スーパーシティに関しては内閣府からまだ正式な文書は来ておりませんが、一応報道とかしている段階でホームページに掲載をして、その選定がされなかった場合についての村の方向性とかということで私の見解を掲示しておりますので、村民の皆様にも機会を通じて、ホームページだけでなく伝えていきたいというふうに思っています。今デジタル田園都市構想のほうに大きく主軸が動いておりますので、そちらのほうで実装ということで、改めまして国との申請等々の経過を経まして、新たに議会に予算等々含めまして実装の提案をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 住民の感覚からすると、スーパーシティとデジ田の差は何なのかというところはなかなかつかみにくいかなというところもありますので、村長はホームページ等でも載せたとおりに、もっともっと周知して行ってほしいということと、いろんな形でスーパーシティに向けて住民参画されて、いろんな話しして住民の意識もスーパーシティに結構向いてきていたところだと思いますので、デジ田で何ができるのか、デジ田の中でもタイプワン、ツー、スリー、3つある中でどのところにどのように更別村は攻めの姿勢を向けていくのかというところを住民に発信して行ってほしいなと思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 今太田議員のおっしゃるとおり、今準備を進めているところではありますが、タイプワンというところはスタートのデジタル田園都市構想ですけれども、ツー、スリーはリーダー的な存在として引っ張っていくというのですか、そういう形の中で、そこを目指していきたいと思っておりますし、スーパーシティで掲げた各項目につきましてはほとんどデジタル田園都市構想の中で、規制のあるものは今本内課長から説明させていただきましたけれども、それ以外のものは全て実現可能であります。そちらのほうを実装していきたいと思っております。

ただ、専門家会議の議案書が公開をされましたが、その中でいろんな議論が出ています。内閣府が残った29の自治体は、これは落選ではないと、今後提案の習熟度及び実装が重なっていけば再度スーパーシティのそれについての検討をするのだということも明記しております。ただ、その部分については正式な文書が来ると思っておりますので、そのことも規制緩和がどうしても必要なところが実装の中で来た場合については、これはチャンスと見て再度挑戦をしていくというふうな形でやっていきたいというふうに考えております。今鋭意、太田議員のご指摘のとおり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第6 教育行政報告

○議 長 日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配布されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第7 令和4年度村政執行方針、令和4年度教育行政執行方針

○議長 日程第7、令和4年度村政執行方針、令和4年度教育行政執行方針について説明の申出がありました。これを許します。

西山村長。

○村長 令和4年第1回更別村議会定例会の開会に当たり、令和4年度の村政執行の所信につきまして、その一端を申し上げ、村議会並びに村民の皆様の深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年を振り返りますと、本村の基幹産業である農業につきましては、春先からの不安定な天候に始まり、中耕期の高温少雨により干ばつなどの悪影響も懸念されるとともに、主にコロナ禍を要因とする販売価格の低下や消費の減少など、農業者の皆様には大変ご苦労の多い年でありました。しかし、長年にわたり培われた高い農業技術と懸命なご努力により史上3番目となる粗生産額を上げられましたことに、改めて農業者・関係機関の皆様のご努力に敬意を表するものであります。

農村地区の生活環境面では、懸案事項でありました光回線網の整備も完了し、間もなく供用開始となるほか、高齢者の移動手段として乗り合いタクシーの運行を開始したところであります。

市街地につきましては、新コムニ団地の分譲開始や民間賃貸住宅建設助成により住宅の確保を進め定住促進に努めてまいりました。

こうした取組の積み重ねのかがあって、平成22年から減少が続いていた本村の人口は12年ぶりに増加に転じたところであります。しかしながら、全国的な人口減少、少子高齢化は依然として続いており、厳しい状況下ではありますが、選ばれる地域としてあり続けるために、時代の流れに遅れぬよう今後とも積極的に施策を講じてまいります。

まずは、喫緊の課題である大型明渠排水事業及びサラベツ川河川改修事業の早期着工、農業基盤整備等の土地改良事業を推進し、農業生産基盤の安定化を図るとともに、最先端技術の実装による村民の生活の質の向上が図られるよう環境・エネルギー対策やデジタル実装社会の実現に向け、機を逃さぬよう取り組んでまいります。

一方、新型コロナウイルスにつきましては、国内における発生から2年が過ぎたところですが、度重なるウイルスの変異によりいまだ終息を見通せない状況が続いております。3回目のワクチン接種も進めているところでありますが、気を緩めることなくまん延防止対策を講じてまいります。

また、コロナ禍がもたらした仕事と住環境に関する価値観の変革は、「密」を避けるために都市部から地方へ活動の拠点をシフトする動きを活発化させておまして、5Gを核とした情報通信分野の進化がそのような動きを後押しし加速させております。

こうした中、超高度情報化社会やAI、ICTを駆使した未来技術実装社会「Society5.0」といった新しい時代への変化に即応すべく、「更別村スーパービレッジ構想」を掲げ、スーパーシティ型国家戦略特区の区域指定にチャレンジをしておりましたが、今回残念ながら

指定を受けることはできませんでした。国家戦略特区制度を活用した規制改革につきましては、引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますが、山積する課題を解決し豊かで持続可能な地域の実現に向け、特区指定の有無にかかわらず、国が掲げているデジタル田園都市国家構想の優遇措置の活用などにスピード感を持って取り組んでまいります。

私が2期目となる村政のかじ取りの重責を担わせていただきはや3年が経過しようとしております。これまで、私が目指してきたまちづくり「子供からお年寄りまで、笑顔と笑い声があふれ、住民一人ひとりが輝く更別村」の実現に向け、全力で取り組んでまいりました。

本年は開村75周年を迎える大きな節目の年であります。これからの1年は私に託された任期の集大成として、先人のご労苦に敬意を表しつつ、さらなる飛躍と新しい未来に向けて、公約に掲げた各種施策の達成はもとより前期5か年計画の最終年度となる第6期更別村総合計画の着実な推進になお一層の力を注いでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、令和4年度において取り組む各種施策につきまして、総合計画の基本計画で示す各基本目標ごとに申し上げさせていただきたいと思っております。

1番の便利に生活できるまちづくりであります。

「土地利用」関連では

本村の自然や美しい景観を大切にしたまちづくりと、効果的な土地利用の調和を目指し、住民の生活や産業・経済活動を支える共通の基盤となる土地情報のデジタル化により、関連法令や各種計画に基づいた土地利用を進めてまいります。

「住宅・宅地」関連では

昨年分譲を開始いたしました「新コムニ団地」につきましては、賃貸住宅建設用宅地も含め好調な販売状況となっております。引き続き「新コムニ団地」の販売促進に努めるとともに、さらなる分譲計画の検討を進めてまいります。

また、上更別市街地の分譲地については、管理する民間事業者との連携を継続してまいります。

民間住宅につきましては、建設促進事業や改修支援事業による助成制度を継続し快適な住環境の促進と定住人口の増加を図ってまいります。

公営住宅につきましては、改修事業等により適切な維持管理に努めてまいります。

「上水道」関連では

水道施設の保全と安定した水の供給を図るため、道営事業等で老朽管路等の更新に取り組むとともに、水道事業の計画を策定し、今後の経営や維持管理等について検討してまいります。

「排水処理」関連では

衛生的で快適な生活と水質保全を図るため、公共下水道事業につきましては、施設の長寿命化に向けた改修に取り組むとともに、下水道事業計画の変更を行い、今後の整備の在

り方について検討してまいります。

集落排水施設については、引き続き適正管理に努めてまいります。

個別排水処理施設につきましては、農村部等の水洗化を図るため事業を推進してまいります。

「道路」関連では

村道につきましては、213路線の維持管理を行い、道路整備は産業の振興等に寄与することから、計画的な改修や整備を進めてまいります。

橋梁につきましては、計画的な改修と点検調査を行い、長寿命化を図ってまいります。

国道や道道につきましては、交通安全対策や維持管理等の懸案事項を引き続き強く要望してまいります。

「公共交通」関連では

村内の公共交通につきましては、いわゆる交通弱者の方の移動手段として、市街地を循環する「村民バス」と農村地域のご自宅と市街地の間を運行する「更別村乗合タクシー」のサービスを提供しております。特に「乗合タクシー」は、近年多く寄せられていた個別要望への対応、運転免許返納者の増加に備え、農林水産省の交付金を活用した実証運行による検証や更別村地域公共交通活性化協議会での議論等を経て、昨年10月から本格的な運用となりました。

今後はこうした新たな公共交通機関の利用方法やメリットにつきまして住民の理解を深めていくとともに、利用状況等を適切に把握し必要な改善を検討するなど村内公共交通環境のさらなる充実に努めてまいります。

「情報通信」関連では

懸案でありました農村地区の光回線網の整備が完了し、早期のサービス提供について通信事業者との連携に努めてまいります。

また、村内には民間通信事業者の5G基地局が5局設置されているところですが、エリアカバー率は非常に低い状況にあることから、通信エリアの拡大につきまして、民間企業と連携しながら取り組んでまいります。

主な事業といたしましては、村営住宅等改修事業等、以下10の事業を予定しております。お目通しをお願いするものであります。

次、7ページにまいります。2、産業が元気なまちづくりであります。

「農業」関連では

我が国の国際経済情勢につきましては、RCEP（アールセップ）、日米貿易協定、TPP11、日EU・EPAをはじめとするEPA・FTAが発効されておまして、経済のグローバル化が進行しております。

こうした中で、本村の基幹産業である農業を安定的に持続させるためには、いかなる国際状況下にあっても、次代を担う後継者の方々が夢と希望を持って継承できる更別農業を守り、発展させることが何よりも重要であると考えております。「快適で魅力ある農村づく

り」の実現を目指して各種施策に取り組んでまいります。

農作物の生産性の向上と農作業の合理化を図るため「道営畑地帯総合整備事業」を推進するとともに、堆肥投入助成の「土づくり推進事業」を継続実施してまいります。

酪農・畜産対策では、「畜産クラスター事業」におきまして、粗飼料の価格の高騰にも対応すべく良質な自給飼料の確保を推進する自力草地更新事業や乳温遠隔監視記録システム端末更新事業をはじめとする経営支援策を継続実施してまいります。

スマート農業関連では、生産者、JA、東京大学、民間企業と連携しながらドローンによる農薬等の散布や、AI搭載作業機の研究開発などを継続し、研究成果の早期実装により労働力不足の解消や生産性の向上に資するように努めてまいります。

懸案事項でありました上更別地域の排水対策につきましては、令和2年度から国営かんがい排水対策事業新更別地区として地区調査が進められており、令和5年度からの事業採択に向けた要望を鋭意進めてまいります。

また、1級河川サラベツ川の局部改修につきましても調査設計が進められており、早期改修に向けた要望を継続してまいります。

有害鳥獣による農作物の被害対策として、「道営畑地帯総合整備事業」により鳥獣害防護柵の整備を進めるほか、農協と連携し、捕獲従事者の育成や被害防止資材導入助成を行い、農作物の被害防止に努めてまいります。

担い手育成対策としては、関係機関で構成する更別村農業担い手育成センターが主体となって、農業後継者の育成支援を図るほか、農業へ集生の育成に努めてまいります。引き続き担い手推進員を配置し、相談窓口の開設や農業後継者のニーズに即したパートナー対策を推進してまいります。

「林業」関連では

森林を整備することは、地球温暖化の防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、快適な生活環境の創出につながるものでありますから、森林環境譲与税を活用した「公費造林等推進事業」を継続し、森林所有者の施業意欲を高めながら森林の保全に努めてまいります。

「商工業」関連では

昨年・一昨年は、新型コロナウイルス感染症まん延防止に伴う消費動向の変化において、飲食店を中心に大きな影響を受け、感染状況の推移によっては引き続き厳しい状況が想定をされております。商工事業者は、地域の雇用を担うほか地域コミュニティの場を形成する重要な役割を持っております。経営の持続化、安定化を図るため、所要の対策を講じてまいりました。変異株の発生により状況が変化することも予想されますが、今後も事業者の方々の声を聴きながら適宜対応してまいりたいと考えております。

こうした中、既存事業者の新たな事業展開等や新規開業者への支援を行うため「ふるさと創生基金事業」を継続して実施するとともに、消費者の購買意欲を喚起し、地元購買を推進する「商工業活性化事業」を継続して実施してまいります。

「観光」関連では

本村には、サーキット場を含めオートキャンプ場、新たな遊具としてふわふわドームを整備したパークゴルフ場、農村公園大型遊具のほか、すももの里、霧氷の撮影スポットなど自然の中で楽しめる観光の場があり、昨年5月に指定を受けました国のナショナルサイクルルートトカプチ400も村内を通過しているところでもあります。こうした本村ならではの観光資源を有効に活用し新型コロナウイルス感染症まん延防止に対応しつつ関係人口の増加に努めてまいります。

どんぐり公園パークゴルフ場では、老朽化した木製遊具等の撤去を行うほか良好な芝生管理のために集草機の更新を図ってまいります。

また、地域の活性化をはじめ特産品のPRや交流の機会として、さらべつ大収穫祭、すももの里まつり、全日本ママチャリ耐久レースなど、本村ならではのイベントについて支援を継続するよう考えておりますが、感染症対策を第一に考え状況に応じて柔軟に対応してまいりたいと思います。

「起業支援、雇用創出」関連では

コロナ禍における都市部から地方への企業進出の動きが活発化する中、本村のスーパービレッジ構想の取組に関連する企業の進出意向があることから、サテライトオフィス等の整備を進めてまいります。整備に当たっては、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用した民設民営方式を想定しており、国の交付決定後に所要の予算措置を講じてまいります。

雇用対策につきましては、企業等における人手不足を解消するため、無料職業紹介事業「地方版ハローワーク」を継続実施し、村内の潜在的な就業希望者の掘り起こしや移住希望者と企業の結びつけを行うほか、「地元雇用促進事業」及び「外国人雇用対策事業」を継続して実施し雇用支援を行ってまいります。

主な事業といたしましては、道営畑地帯総合整備事業、以下23事業を予定しているところでもあります。お目通しをお願いするものであります。

続いて、13ページにまいります。3、心身の健康を支えるまちづくりであります。

「健康づくり、保健」関連では

疾病の早期発見と生活習慣病予防を積極的に推進し、心身ともに健やかに暮らせる村づくりを目指すため、特定健診及び若い世代を含めた各種健診の積極的な受診勧奨を行い、健診率の向上を目指してまいります。

また、母子保健事業としては妊婦健診や乳幼児健診など各種健診事業のほか、新生児への聴覚検査の費用に対する助成を継続実施してまいります。

さらに、村民の健康を守るため、乳幼児に対する各種予防接種や、インフルエンザ予防接種への助成、風疹抗体検査などを実施してまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、引き続き感染症拡大防止に努め、新型コロナワクチン接種につきましては、村国保診療所との連携協力により接種体制を確保し、取

り組んでまいります。

妊娠・出産・育児に関する様々な相談等に対応するワンストップ総合窓口である子育て世代包括支援センターにおきましては、コーディネーターである保健師のほか発達支援相談員、助産師、栄養士が妊娠期から子育て期にわたる不安や悩みなどに対応することにより、切れ目のない支援を実施してまいります。

「地域医療」関連では

診療所におきましては、医療法人北海道家庭医療学センターから医師4名、作業療法士1名の派遣を受けて運営を行っているところでありますが、新型コロナウイルスや訪問診療患者の増加への対応、及び入院患者へのリハビリの充実をはじめとしたリハビリ環境の拡充を図るため、週に2日勤務する非常勤医師1名、作業療法士もしくは理学療法士1名を増員し、村民が安心して生活を送ることができるよう安定した医療環境の構築に努めてまいります。

将来に向け安定した地域医療を継続していくために、住民に最も近い医療である家庭医療を担う医師の養成と確保の問題を改善するため、医師や医学生の研修に積極的な支援・協力を行ってまいります。

また、発熱患者への対応などによる診察室の不足を補うべく、診療所の増改修を計画しており、今年度は実施設計を行うこととしております。

地域包括ケアシステムの中での医療分野における役割を果たすため、患者情報共有ネットワークによる関係者の連携を図り、患者の希望に応え、一人一人に寄り添った医療の展開に努めてまいります。

「地域福祉」関連では

福祉の村の実現には地域課題を全村民で共有し、支え、助け合うという共通認識を持って安心して暮らせるまちづくりをしていかなければなりません。

地域福祉を推進するために、地域を構成する各種団体、事業所、社会福祉法人等との連携に努め、地域で支え合う体制づくりを進めるとともに、地域福祉を担う人材育成に取り組んでまいります。

「高齢者福祉」関連では

本村の高齢化率は30%を超えており、要支援、要介護の認定者数や、介護給付費が増えていくことが予想されておりますことから、在宅介護のニーズへの対応等が喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえつつ、各種予防事業や健康教室、生きがいづくり等の介護予防に向けた取組を継続するほか、個々のウェルビーイングの実現により健康寿命の延伸を図り、生涯現役で活躍できる環境づくりを進めてまいります。

また、医療や介護が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、住民、事業者との連携・協働をデジタル化により強化しつつ、地域包括ケアシステムを推進してまいります。

「障がい者福祉」関連では

健康相談や乳幼児健診において障害の早期発見に努め、必要な支援が受けられるよう相談業務の充実を図るとともに、各種支援制度の活用や情報提供に努めてまいります。

また、「第5期いきいきふれあい計画」に基づき、地域において自立した日常生活や社会生活を営めるよう、民間法人や関係機関・団体と連携して、高齢者・障害者・子どもなど誰もが相互に個性を尊重し合えるまちづくりを推進してまいります。

「さらべつ版生涯活躍のまち構想」CCRCにおける障害者等の住まいの場の整備におきましては、引き続き自立支援協議会など関係機関との協議を進めてまいります。また、老人保健福祉センターロビーで行っているコミュニティーカフェを継続運営するための改修工事を行いごちゃまぜ交流など各種事業の推進に努めてまいります。

「社会保障」関連では

本村の国民健康保険の被保険者1人当たりの療養諸費は、全道でも有数の低さにあります。医療の高度化や重症化してからの診療等により医療給付費が拡大し、介護給付費も認定者数の増加により年々増大しております。各種健診の受診率向上や、生活習慣病の予防への指導及び疾病の早期発見、早期治療、介護予防教室の充実に努めることはもとより、医療給付費や介護給付費の抑制に向けた取組を進めてまいります。

主な事業としましては、子育て世代包括支援センター運営事業、以下18項目を予定しております。このことにつきましてもお目通しをお願いするものであります。

続きまして、4の環境を守り安心して生活できるまちづくりであります。

「防災」関連では

災害の発生を完全に防ぐことは不可能でありますことから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、先端技術の導入など様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう努めてまいります。

また、防災力の向上を図るため、村民の多様な視点を取り入れた防災体制の確立と新型コロナウイルス感染症防止対策に配慮した防災、災害対策に努めてまいります。

「消防、救急」関連では

老朽化した高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線機器を更新し、消防通信の安定化を図り、火災、救急、さらには多発している自然災害などに的確に対応できる体制の確立に努めてまいります。

また、救命率の向上を図るため、より多くの住民が正しい知識と技術を習得できるよう各種救急講習を開催しまして、応急手当普及啓発の推進に努めてまいりたいと考えております。

「交通安全、防犯」関連では

近年の自動車安全技術の開発・実用化に伴い、交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、十勝管内の死亡者数は、いまだに横ばいの状況が続いております。特に高齢者や飲

酒運転における事故は、死亡事故へつながる重大なものになっており、引き続き交通安全対策に向けた取組が必要となっております。

今後も更別村生活安全推進協議会等と連携をして、継続的な街頭指導と交通安全教室等により啓発活動を実施してまいります。

小・中学校の通学路の安全確保につきましては、警察署や各行政機関等の連携により「通学路の合同点検」を定期的の実施し、児童・生徒が安全に通学できるよう歩道や交通安全施設の維持改善に努めてまいります。

防犯につきましては、犯罪に巻き込まれないための意識づくりを推進するため、防犯教室やリーフレット配布などの啓発活動を実施し、夏休みや歳末等には防犯巡回指導を実施してまいります。

「環境美化、ごみの減量化」関連では

更別村環境美化推進協議会との連携により「クリーン作戦」や「花いっぱい運動」等を実施し、清掃活動や環境整備に努めてまいります。

また、近年増加している不法投棄への対策として、巡回パトロールを強化するほか、啓発活動の実施により、自然や景観の保全、環境の美化に努めてまいります。

ごみの排出量は、生活様式の多様性に伴い年々増加する傾向にありますことから、自然環境への負荷を低減させるため、第3期更別村ごみ処理基本計画に基づき、適切な分別と効率的な収集運搬により、減量化と再資源化を推進してまいります。

リサイクルセンターでは、資源ごみの回収によりリサイクルを推進するとともに、施設の適正な維持管理に努めてまいります。

「環境共生、火葬場」関連では

国は新たな成長戦略として、2050年度までに温室効果ガスの排出をゼロにするカーボンニュートラル脱炭素社会の実現を宣言しております。

ゼロカーボンは、地域の課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地域創生を目的としており、本村におきましても昨年9月1日に表明しました「更別村ゼロカーボン宣言」に基づき、「ゼロカーボン計画」の策定により脱炭素社会を推進し、さらに地域資源を活用した経済の活性化に取り組んでまいります。

また、「第5期更別村地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの総排出量を削減するため、環境負荷の少ない製品の購入、電気、燃料の削減により、省エネルギー及び再生エネルギーの利用推進に努めてまいります。

火葬場につきましては、休止できない重要な施設であるため、日常点検の徹底と必要に応じた修繕を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

主な事業といたしましては、そこの2点であります。

続きまして、5、人が育つまちづくりであります。

本村の教育に関する総合的な施策につきましては、基本理念や根本となる方針を定めた「更別村総合教育大綱」に基づき、教育委員会との共通認識を深め、連携・協力の下に教育行

政を推進してまいります。

社会教育分野では、昨年度に策定しました第9次社会教育中期計画に基づき、各種講座や教室の開設による学習機会の提供、文化・体育団体への活動支援、放課後プログラミング体験教室などを引き続き行い、生涯学習事業を幅広く推進するとともに、施設の適正管理のための計画的な設備更新並びに利用促進に向けた指定管理者制度の導入を検討してまいります。

学校教育分野におきましては、急速に変化する情報社会に対応すべくICT教育の一層の充実を図るとともに、学力及び体力向上に向けた検証改善サイクルを確立し、未来をたくましく生きる子どもたちの育成に最大限取り組んでまいります。

また、更別村ゼロカーボン宣言に伴う環境教育の推進をはじめ、支援体制の充実、コミュニティ・スクールによる地域総がかりでの子どもの育成、学校給食費保護者負担軽減事業の継続、現行基準に満たない学校給食施設の改築に向けた事務作業を進めるとともに、北海道更別農業高等学校への教育振興支援を引き続き行ってまいります。

なお、本件に関わる教育行政の基本方針及び具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げさせていただきます。

「子育て支援」関連では

我が国におきましては少子化の進行とともに子育てに関わる環境や意識が大きく変化しております。

こうした中、未来を担う子どもたちの健やかな育ちと必要とする全ての子育て家庭が利用できるように、子育てに係る負担の軽減、環境の整備などの各種施策により、子育てに伴う喜びを実感できる村づくりを推進してまいります。

幼児教育・保育では3歳児以上の保育料無償化をはじめ、多子世帯への保育料軽減事業、副食費の無償化事業を継続してまいります。

子どもを安心して産み育てられる環境づくりとしましては、認可保育所のほか、学童保育所、地域子育て支援センターの運営事業により、地域全体での子育て支援を推進してまいります。

また、次代を担う子どもたちの健全育成等を目的に実施しております出産祝金と入学祝金の贈呈を継続してまいります。

「国内外交流」関連では

国際交流員を継続して配置し、授業支援をはじめとする様々な場での活動を通じて、国際感覚を身近に体感できる環境を一層構築してまいります。

また、東松島市との「どんぐり子ども交流事業」、中学生を対象とした「飛び出せワールド事業」、JICA（国際協力機構）との連携事業につきましては、新型コロナウイルス感染症への不安が払拭された段階で再開を目指すこととしております。社会の多様な変化に適応できる人材育成に努めてまいります。

主な事業としましては、社会教育・社会体育施設改修事業のほか13事業を予定しており

ます。お目通しをお願いいたします。

続いて、6番、知恵を出し合うまちづくりであります。

「情報発信、移住促進」関連では

本村への移住に関心を持つ方への情報提供、サポートの充実に努めるとともに、オンラインでの移住体験などを通して自然環境や暮らしやすさ、北海道・十勝らしいイメージなど、本村が持つ魅力の発信を図ってまいります。

また、空き地、空き家に関する情報収集の充実に努めてまいります。

「コミュニティ、協働のまちづくり」関連では

住民が主体となる地域活動を促進するため、情報提供や人材育成を推進し、さらに行政区や各種団体への活動支援により、住民自治の推進に努めてまいります。

コミュニティー活動の拠点となる行政区会館は、必要に応じて修繕を実施し、計画的かつ経済的な維持管理に努めてまいります。

行政運営は、これまで以上に住民の参画が求められております。住民が主体となる「住民協働パートナー事業」や、地域の活動を促進する「協働のまちづくり事業」により、住民と行政が力を合わせる「まちづくり」に取り組んでまいります。

人材育成事業につきましては、地域の発展に資する様々な分野の学びを提供するほか、起業や創業に関する専門的な研修の場を提供することにより、地域の担い手づくりに取り組んでまいります。

地域創造複合施設につきましては、昨年から新たな指定管理者により「サラパーク」として運営しているところでありますが、「街なか交流館ma・na・ca」「農村公園大型遊具」とともに更別市街地のにぎわい創出の一翼を担う拠点施設として、交流センターの宿泊施設のリニューアル整備を進めてまいります。

未来技術等社会実装事業につきましては、企業や大学などの研究機関との連携により先端技術の構築とその実装に向けた取組を継続してまいります。実施に当たりましては、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金の活用を予定しております。交付決定後に所要の予算措置を講じてまいりたいと思っております。

「青年、男女共同参画」関連では

結婚や家庭を築く意識の醸成を図るとともに、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用した「更別村結婚新生活支援事業」を継続してまいります。

「広報、広聴」関連では

広報紙は、分かりやすく住民に親しまれる紙面づくりに努めるとともに、ホームページやSNSによる情報発信を充実させ、住民にとってより身近なものとなるよう工夫してまいりたいと思います。

住民と行政が「まちづくり」を共に考え、意見や知恵を出し合う場として、行政区懇談会や出前宅配便等を実施してまいります。

また、本年9月1日に開村75周年を迎えることから、村の歴史を次代に引き継ぎ、明日の村づくりの足がかりとなるよう編さん作業を進めてまいりました「更別村七十五年史」を予定どおり発行し、村民の皆様にお届けいたします。

「行政運営、財政運営」関連では

少子高齢化、人口減少、新型コロナウイルス感染症の拡大といった厳しい状況において、限られた職員数で多様化する行政ニーズや新たな行政課題に柔軟に対応するため、職員の定年年齢引上げを踏まえた長期的な職員採用計画を策定し、将来の組織を支える人材を確保しつつ適切な定員管理に努めてまいります。

また、行政サービスにつきまして、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められていることから、国が策定いたしました自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画に基づき、北海道自治体情報システム協議会と共に連携を図りながら、情報システムの標準化・共通化、行政手続のオンライン化の推進に取り組んでまいります。

デジタル技術の実装に当たりましては、年齢、性別、地理的な制約等にかかわらず、誰でもデジタルの恩恵を享受できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現に向けた環境整備を進めてまいります。

財政運営につきましては、時代によって変化する行政課題に柔軟に対応し、総合計画に基づく様々な施策を着実に実施していくため、中長期的な収支の見通しを踏まえた、より計画的な財政運営を行うとともに、財源の確保や限られた財源の効率的かつ効果的な活用、事業内容の精査、予算執行におけるコスト意識の徹底により健全財政の維持に努めます。

また、公共施設は長期的な視点による更新・統廃合・長寿命化などが求められており、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な維持管理により経費の削減に努めてまいりたいと思います。

主な事業といたしましては、移住定住促進事業、ほか8事業を予定しております。お目通しをよろしく願いいたしたいというふうに思います。

以上、令和4年度の村政執行に当たり基本的な方針と、主要な施策について申し上げます。

明治38年、勢雄サルベツ川流域に山田嘉一郎氏が入植し、本村開拓の歴史が始まりました。自来、風雪の時を重ね、本村は今年で開村75周年を迎えました。

今、輝かしくも尊い歴史の大きな節目を迎えるに当たり、今日の肥沃な大地と豊かな村を築かれた先人の艱難辛苦のご労苦に心よりの敬意を表するとともに、限りない感謝の念に絶えません。

さて、時代は目まぐるしく変容を繰り返し、今日、我々は、第4次産業革命やSociety5.0に象徴されるAIやIoT、5Gなどの高度情報技術による社会構造の劇的な転換期に差しかかっております。

一方で、地球規模での気候変動や温暖化が加速度的に進み、全国規模で、かつて経験したことの無い大きな自然災害が頻発し、人々の生活環境や農林水産業にも大きな影響を与えています。

現在、人類は、2年前より世界を席卷している新型コロナウイルス感染症との闘いを余儀なくされ、日々、懸命の感染拡大防止に努めるも、いまだ未曾有の脅威にさらされています。さらに、人口減少や少子・高齢化の厳しい嵐の中にあります。

このように、かつてない昨今の厳しい社会・経済情勢ではありますが、決して立ち止まることなく、山積する様々な課題に正面から対峙し、20年後30年後の豊かで持続可能な村の実現のために、今こそ未来を切り開く勇気と気概を持ち、村民が力を合わせ、前進することが強く求められています。

村長として2期目の総まとめの年になります。

「いささかの停滞も後退も許されない!」「まさに不退転の決意を持って前に進むしかない!」この言葉を肝に銘じ、村民の皆様と共に豊かな未来に向かって前進する決意であります。

村議会議員の皆様、並びに村民の皆様のおなご指導とご協力をお願い申し上げまして、村政執行方針といたします。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 令和4年第1回更別村議会定例会の開会に当たり、令和4年度の更別村教育委員会の所管行政の執行に関する基本的な方針について申し上げます。

社会の変化やデジタル技術の進歩は幾多もの創造的活動を生み出し、新たな価値が創出され、人間や社会の在り方に大きな影響を与えており、折しも、新型コロナウイルス感染症の広がりにより、テレワークをはじめ、ICTを活用した生活様式への転換が急速に進んでおります。

変革が迫られる情報社会の中であって、一人一人の子どもたちが自分のよさや可能性を認識するとともに、他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のつくり手となることができる資質・能力を身につけていくことが重要です。

自主・自律の精神と創造性を培い、子どもたちの生きる力を育むため、ふるさと教育を包含した横断的な視点から教育課程を編成し、資質・能力の確実な育成を図ることが、今求められております。

更別村教育委員会では、総合教育大綱並びに第6期総合計画に基づき、家庭・学校・地域の連携体制をより一層推進し、本村教育の充実・発展に取り組む所存であります。

なお、変異を繰り返しながら世界中に脅威を与え続けている新型コロナウイルス感染症に対しましては、国・道の取扱いに基づいて教育現場での感染対策を継続しており、子どもたちの健康を第一に、学びの保障を最大限確保するよう努めてまいります。

はじめに学校教育の推進です。

第1に、小・中学校教育の充実についてです。

先端技術が高度化したSociety5.0時代が到来し、デジタルトランスフォーメーションによって既存の価値観や枠組みを根底から覆し、人々の生活がより豊かな変革を遂げようとしております。

未来を担う子どもたちは、基礎的な知識及び技能の習得をはじめ、急激な進化を続ける高度情報社会への適応が必然となることから、GIGAスクール構想で整備済みの校内通信ネットワークと端末を最大限活用して、資質・能力の公正かつ着実な育成を図り、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現する、誰一人取り残すことのない「令和の日本型学校教育」をさらに進めるとともに、農村地区における光回線整備完了のめどがついたことから、端末の持ち帰り学習や臨時休業に備えた体制を構築してまいります。

教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る目的で実施されている全国学力・学習状況調査につきましては、ほっかいどうチャレンジテストと併せて継続的な検証改善サイクルを確立し、児童生徒への教育指導の充実や、学習状況の改善等に向け取り組んでまいります。

中札内村との共同による学校教育指導主事は、専門的事項の指導に重要な役割を果たしていることから配置を継続するとともに、十勝教育局によります計画的な指導監訪問・指導主事訪問をはじめ、積極的な要請訪問を実施し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図り、学校全体の教育効果を生み出す実践力を高め、生きる力の育成を推進してまいります。

外国語教育につきましては、引き続き中札内村との共同による加配の専科教員に加え、国際交流員及び外国語指導助手を配置し、3・4年生では外国語になれ親しみ、学習への動機づけを高め、5・6年生では発達段階に応じて総合的・体系的に学習を行い、国際的なコミュニケーション能力を図る素地や、基礎となる資質・能力の育成を図ってまいります。

一人一人の社会的・職業的自立に向けたキャリア発達を促す教育を通じ、自らの生き方を選択していくことができるよう、必要な基盤となる能力や態度を養ってまいります。

本村は、政府が宣言した2050年カーボンニュートラルゼロを目指すことを受け、昨年9月に更別村ゼロカーボン宣言を行いました。教育委員会としましても学校活動の中で環境教育を取り入れ、児童生徒へ地球規模の課題である気候変動問題への取組意識を醸成するとともに、国際交流活動用のリース車について、ガソリン車から車種を変更することで、ゼロカーボンに向けた取組を推進してまいります。

子どもたちが生涯にわたり、運動やスポーツに親しむための必要な素養と、健康・安全に生きていく上での必要な身体能力・知識を身につけるため、全国体力・運動能力、運動習慣等調査並びに新体力テストの結果を分析し、発達段階に応じた体育授業の改善と充実と、運動習慣の定着に向けた取組をさらに進め、家庭や地域と連携した望ましい運動習慣・

生活習慣の定着を促進いたします。

多様で柔軟な指導により、特別な支援を必要とする子どもたちの持てる力を高めるため、各学校に特別支援教育支援員を引き続き配置し、自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援してまいります。

また、多感な時期にある児童・生徒、そして保護者の抱える悩みを受け止め、一人一人の健やかな成長に携わるスクールカウンセラーの配置を継続いたします。限られた人材の効果的な活用に努め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ってまいります。

教職員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいを持って勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築することは、実効性を持って取り組まなければなりません。このため、昨年度改定した「学校における働き方改革 更別村アクション・プラン 第2期」に基づき、ICTの積極的活用、ワークライフバランスを意識した働き方の推進、国の部活動改革の方向性を踏まえた検討などを進めるとともに、校務の効率化に向けた関係システムの改修など、必要な措置を講じてまいります。

4年目を迎えるコミュニティ・スクールにつきましては、専任コーディネーターの積極的な働きかけにより、現在42の事業所・団体、16個人の皆様が「みんなの学校応援団」へ登録いただき、学習活動に多大なご支援をいただいております。

また、目指す子どもの姿を示した「更別村コミュニティ・スクールアクションプラン」の具体的取組を進めるため、学校運営協議会、児童会・生徒会、コミュニティ・スクール委員会での熟議を深め、地域全体で子どもたちを育てる機運をさらに推進してまいります。

整備方法を検討してきました中学校校舎は、調査の結果、規定に基づく耐震性を確保していることが判明しておりますので、今後時間をかけて熟慮の上、方針を検討していくことといたしますが、経年等により現行基準への適合が困難な学校給食施設につきましては、皆様方のご意見を伺いながら、改築に向けた事務作業を進めてまいります。

第2に、幼児教育の推進についてです。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期の特性を踏まえて健やかな成長のための環境を整え、心身の調和の取れた発達に資することが重要です。

安定した情緒の下で自己を十分に発揮できるよう、自主、自律、協同の精神並びに規範意識の芽生えを養い、幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開し、小学校教育との円滑な接続が図られるようさらなる指導改善を行い、地域・保護者の信頼に応え、生涯にわたる学習とのつながりを見通した幼稚園教育の充実に努めてまいります。

第3に、学校給食の推進についてです。

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達に資する重要な役割を果たすものです。文部科学省で定める学校給食実施基準で規定する摂取基準に従い、学校給食年間指導計画と関連づけた献立作成をはじめ、栄養教諭による給食時間等を利用した食に関する指導を継続して行い、日常生活における食事について正しい理解を深めます。

また、地元で生産される安全・安心な食材を利用することで、生産過程への理解や食育を推進する「ふるさと給食助成事業」や、多子世帯の経済的負担軽減を目的とする「学校給食費保護者負担軽減事業」を継続して実施し、豊かな学校生活が送れるよう努めます。

なお、令和元年10月に消費税率の改定により見直した給食費につきましては、本年中に3年が経過しますが、世界的な原油高による生産コスト、輸送コストの上昇、担い手不足等により食材の値上がりが激しいため、給食費の見直しにつきましては、関係機関と協議を進めてまいります。

第4に、更別農業高等学校への支援についてです。

生徒が各専門分会に分かれて研究・発表を行うスクールプロジェクト活動では、現在地元で生産されている農畜産物に加え、新たな作物にも着目して栽培・加工に取り組み、企業との特産品協同開発や活動成果の発表を通じて広く本村の魅力を発信するなど、毎年積極的な活動を展開しております。

村内幼稚園及び各学校の教育活動へも多くのご協力をいただきました。また、地域における奉仕活動や、一昨年度の中止を挟みましたが農業クラブ全国大会への48回連続出場など、その活動内容は多方面から高い評価を得ております。

少子化の影響により生徒の確保が難しい時世ではありますが、本村にとって極めて重要な存在でありますので、学校の維持・発展へ向け、引き続き教育振興の支援を行ってまいります。

第5に、子どもの安全についてです。

地震、暴風、大雪、豪雨など、全国各地で大規模な自然災害が頻繁に発生しており、火災時も含めて児童・生徒の安全確保を最優先に、各学校において防災計画の更新整備、防災上必要な安全教育及び多様な場面を想定した避難訓練の実施、教職員の防災対応能力向上など、非常時に即応できる体制をさらに確立してまいります。

また、交通事故や学校事故、児童・生徒を狙った事件などを未然に防止するため、学校・家庭・地域が一体となり、関係機関との連携の下、一層の安全対策に取り組みます。

いまだ終息の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症に対しましては、国・道の通知に従い校内における感染対策を引き続き継続し、有事の際にはマニュアルに従い速やかな対応を取ることで、児童・生徒の学校生活の維持・確保をしてまいります。

令和4年度の学校教育関係の主な事業といたしましては、以下の9事業につきましてお目通しをお願いしたいというふうに思います。

次に、社会教育の推進についてです。

第1に、社会教育に係る学習環境の充実についてです。

本村では各年代において、あらゆる機会にあらゆる場所で学習することができるよう、第9次更別村社会教育中期計画に基づき、生涯学習事業を幅広く推進しております。

全ての村民が地域社会の一員として、相互に理解し合いながら共生し、自分らしく幸せに生活できるよう、社会教育を通じて共に学び合う場を実現するために、学びと活動を循

環し、各年代や分野に合わせた様々な取組を発展させていくことが重要です。

次代を担う子どもたちには、感受性や社会性を養い、健全な人格形成に資することを目的に、用途の幅を広げるため見直しを行った「こども夢基金」事業、各学校で必修化されたプログラミング教育の放課後体験事業である「さらべつ放課後子ども基地」、子どもたちの発想力やコミュニケーション能力の育成に向けた「青少年劇場」を継続することで、子どもたちの多様な活動を支援してまいります。

国際交流事業につきましては、新型コロナウイルスの感染終息が見通せないことから、中学生を対象とした海外研修事業を保護者や生徒の不安が解消されるまで中止をすることとしましたが、急速なグローバル化の中で、変化と多様性が求められる現代社会を生き抜くための自主的・自発的な人材を育めるよう、情勢を見極めながら世界につながる学習機会の提供を目指したいと思っております。

また、国際交流員を引き続き配置し、各幼稚園での国際交流活動、保育園のイベント参加、小学校での外国語活動、中学校での外国語指導補助、英会話教室・国際交流講座・関連イベントを継続し、さらに活動の充実を目指すとともに、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みながらにはなりますけれども、JICA（国際協力機構）との連携事業を再開し、気軽に国際感覚に親しめる環境を整備し異文化交流を一層推進するため、事業の工夫・充実に努めてまいります。

友好姉妹都市であります東松島市との「どんぐり子ども交流事業」につきましては、新型コロナウイルスの感染リスクを回避するため、2年続けて中止を余儀なくされてしまいました。まだまだ見通しが立たない状況下ではありますが、再開の道筋が見えたときには速やかに対応できるように体制を整えてまいります。

地域の課題を解決し、持続的発展を遂げるには、固定観念にとらわれず柔軟な発想を持った青年層の育成が不可欠です。これからの先導的役割を果たす青年層の育成事業を継続してまいります。

人生100年時代と言われて久しい現在、人はお互いに学び合い、つながり、居場所がつけられ、地域コミュニティ活動が行われております。成人教育につきましては学び合いのきっかけづくりとして、これまで同様各種の社会教育講座を開設してまいります。昨年度は講座終了後に自主的な活動へ結びついた事例もあり、講座の内容を充実させながら、学習機会の提供を図ってまいります。

高齢者教育では、年齢に合った学びを探求し、人との結びつきや交流の場となっている「末広学級」を、引き続き開設してまいります。ライフスタイルの多様化に伴い入級生が減少傾向にありますが、学級生が主体的かつ活発に活動を進めていけるよう、創意工夫しながらニーズに即した事業展開に努めてまいります。

第2に、文化・スポーツ活動の振興についてです。

初めに文化活動であります。文化協会加盟団体並びに郷土芸能伝承活動を行っている2団体に対しまして引き続き支援を行い、活動の継続的発展と活性化を図り、文化振興に

努めてまいります。

幅広い年代の皆様のご協力をいただき、令和3年度で42号の発刊に至った「総合誌さらべつ」は、時代背景を色濃く反映した本村の貴重な文化資源として重要な役割を果たしていることから、今年度も発刊を継続してまいります。

毎年11月に開催しております総合文化祭ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2年続けて芸能発表会が中止となりました。各団体の活動成果を発表できる貴重な機会が失われたことは、残念にほかなりません。状況が改善し環境が整った場合には、事業の推進に支援を行ってまいります。

文化振興公演事業についても、直近2年間の開催実績がないところですが、こちらも新型コロナウイルスの影響を受け助成申請が停滞しているものと推察しておりますが、ふだん目にするのできないステージを体感できるなど、村の文化振興に大きく寄与するものですので、感染状況を踏まえた上で一層の周知と募集に努めます。

改善センター図書室は、限られたスペースゆえ収納できる蔵書数にも限りがありますが、購入図書の精選並びに適切な管理の下、内容の充実に努めてまいります。

また、コロナ禍における図書利用を安心して行っていただくため、昨年度図書除菌機を導入しております。引き続き気軽に利用できる施設運営を行うとともに、他図書館との相互貸借制度を活用し、利用される皆様の利便性向上に努めるとともに、認定こども園上更別幼稚園こどもセンターでの移動図書、図書室での読み聞かせ事業や図書室まつりなどのイベントを引き続き行い、子どもたちが本に親しむ機会の定着を図ります。

北海道天然記念物ヤチカンバは、令和3年度に保護地区での生息追跡調査を行った結果、減少傾向が顕著であることから、生息が確認されている他の自治体との情報交換並びに有識者のご協力をいただきながら、支障植物の駆除試験を実施するなど保護対策に努めてまいります。

スポーツ活動につきましては、新型コロナウイルスの感染リスクが他の活動に比べて高いことが指摘されているため、体育連盟加盟団体が実施する各種大会は2年続けて中止の決断を迫られ、スポーツ少年団活動についても、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言が発令された期間は練習の自粛や無観客での大会開催など、長期にわたり制限が課せられる状況が続いております。

心身の健全な発達を促し、体力向上はもとより、達成感や精神的充足を図ることのできるスポーツは非常に意義深いものであることから、各団体の自主的な活動に対する支援を継続し、明るく元気に生き生きとした生活が送れるよう、関係団体のご協力を得ながら生涯スポーツの振興を推進してまいります。

各社会体育施設につきましては、経年に伴う突発的な修繕対応が時折発生しております。村民の皆様の利用に支障が生じないよう計画的な設備更新と点検を行い、施設の適切な維持管理に努めるとともに、施設の利用促進並びに住民ニーズに応えるため、施設の指定管理者制度導入に向けた検討を進めてまいります。

令和4年度の社会教育関係の主な事業といたしましては、以下7事業についてのお目通しをお願いしたいというふうに思います。

以上、教育行政の基本的な考え方を申し上げまして、村議会議員各位並びに村民の皆様のなお一層のご指導とご協力をお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長 これでは村長からの村政執行方針、教育長からの教育行政執行方針についての説明を終わります。

この際、午前11時40分まで休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時40分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案第3号

○議長 長 日程第8、議案第3号 更別村水洗便所改造等補助条例を廃止する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第3号 更別村水洗便所改造等補助条例を廃止する条例制定の件であります。

更別村水洗便所改造等補助条例（平成12年更別村条例第45号）を廃止する条例を別紙のとおり制定するものであります。

理由といたしまして、水洗化促進の財源として設置をされた更別村水洗便所改造等補助条例につきまして当初の目的を達成しましたことから、当該条例を廃止しようとするものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。更別村水洗便所改造等補助条例（平成12年更別村条例第45号）を廃止するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これでは質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第3号 更別村水洗便所改造等補助条例を廃止する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議 長 日程第9、議案第4号 更別村の休日を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第4号 更別村の休日を定める条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村の休日を定める条例（平成元年更別村条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、国や北海道、とちぎ広域消防局や十勝圏複合事務組合などの十勝管内関係機関と業務を連動し、住民サービスの向上を図るため、年末年始の休日を改めるものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、年末年始の休日を「12月31日から1月5日まで」から「12月29日から1月3日まで」に改めるものであります。(2)、更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例に規定する休日を改めるものであります。(3)、更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に規定する年末年始の休日を改めるものであります。(4)、更別村情報拠点施設の設置及び管理に関する条例に規定する休館日を改めるものであります。(5)、さらべつカントリーパークの設置及び管理に関する条例に規定する休館日を改めるものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。村の休日に規定する第1条第3号中「12月31日から翌年の1月5日までの日」の下線部を改正後は「12月29日から翌年の1月3日までの日」に改めるものであります。

附則にまいりまして、第1項で施行期日を令和4年4月1日とするものであります。

附則第2項ですけれども、更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第9条中「12月31日から翌年の1月5日までの日」、これを「12月29日から翌年の1月3日までの日」に改めるものであります。

附則第3項では、更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条中、

同じく「12月31日から翌年の1月5日までの日」を「12月29日から翌年の1月3日までの日」に改めるものであります。

附則の第4項は、更別村情報拠点施設の設置及び管理に関する条例第5条第2号中「毎年12月31日から翌年1月5日まで」をこれにつきましては「毎年12月29日から翌年1月3日まで」にこれも改めるものであります。

次のページになります。附則第5項で、さらべつカントリーパークの設置及び管理に関する条例第5条第2号中「毎年12月30日から翌年1月4日まで」の部分「毎年12月29日から翌年1月3日まで」に改めるものであります。

続きまして、これにつきまして資料のほうを添付しております。そちらのほうを御覧いただきたいというふうに思います。4号の資料でございます。年末年始の休日の変更に伴う各施設における年末年始業務の変更状況を整理しております。下の変更後の表を御覧いただきたいと思います。役場庁舎、情報拠点施設、さらべつカントリーパーク、ふるさと館、国保診療所、農村環境改善センター図書室は、年末年始の休日の変更に伴い、年末年始の業務、休館等の期間を改めております。地域創造複合施設、リサイクルセンター、福祉の里総合センター、歯科診療所、農村環境改善センター、柔剣道場、農業者トレーニングセンターは、年末年始の業務、休館等に変更はありません。

以上、ご提案を申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第4号 更別村の休日を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議 長 日程第10、議案第5号 更別村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第5号 更別村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「法」という。）に改正され、条例または規則に基づく手続における情報通信技術の利用が地方公共団体の努力義務とされていることから、行政手続のオンライン化の推進を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、添付書面等の省略に係る規定を追加するほか、条例の規定を法に準じた字句に改めるものであります。

それでは、条文のほうで説明をさせていただきたいと思います。1枚めくっていただいて、条文本文であります。まず、題名が更別村情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例に改めるものであります。

目的につきまして規定をしております第1条中「村の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術」につきましては「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第13条第1項の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術」に、そして「行うことができるようにするための共通する」を「手続等を行うために必要となる」に改めます。もう一つ、「村民の利便性の向上を図るとともに」を「手続等に係る関係者の利便性の向上」に、さらに「効率化に資する」の文言を「効率化を図り、もって村民生活の向上に寄与する」ということで改正後は改めるものであります。

次、以下定義に関する規定、第2条ということで、次のページをお開きいただければありがたいと思います。電子情報処理組織による申請等に対する規定の第3条、そして次のページは電子情報処理組織による処分通知等について規定する第4条、さらにまた次のページにまいりまして、電磁的記録による縦覧等について規定する第5条、さらに次のページにいきまして、電磁的記録による作成等について規定する第6条において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の規定に準じた内容に改めるものであります。

手続等に係る情報システムの整備等について規定する第7条であります。適用除外について規定するように定めております。

さらに、次のページにまいりまして、第9条でありますけれども、これを第10条とし、第8条を第9条とします。

第7条の次に添付書面等の省略につきまして規定する第8条を加えまして、手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表等につきまして規定する第9条を情報通信技術を活用した行政の数年に関する状況の公表について規定するように定めるものであり

ます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第5号 更別村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議 長 日程第11、議案第6号 更別村個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第6号 更別村個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村個人情報保護条例（平成13年更別村条例第21号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が令和4年4月1日に施行されることに伴い、引用法令の改正が必要なことから、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項を個人情報の保護に関する法律第2条第2項に改めるものであります。（2）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項を個人情報の保護に関する法律第2条第9項に改めるものであります。

次のページをお開きください。条文本文であります。新旧対照表を御覧になりながら、

よろしくお願ひいたします。定義について規定をしております第2条第1号アの中で「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」、これを「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改めるものであります。

次のページにまいります。個人情報の開示義務について規定をしております第18条第1号ウでありますけれども、ウの中で「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を改正後は「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改めるものであります。

続きまして、その次のページをお開きください。なお、附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第6号 更別村個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 議案第7号

○議 長 日程第12、議案第7号 更別村公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

西山村長。

○村 長 議案第7号 更別村公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例（昭和63年更別村条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、行政手続の見直しに伴い、公平委員会委員の負担軽減及び事務の効率化を目的として、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、別記様式中の「㊦」を削るものであります。

次のページをお開きください。次のページは条例本文であります。別紙様式の宣誓書にある「㊦」ですけれども、文字を削るものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第7号 更別村公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○議 長 日程第13、議案第8号 更別村職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第8号 更別村職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年更別村条例第6号）の一部を改正する

条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、行政手続の見直しに伴い、事務の効率化を目的として、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、別記様式中の「㊦」を削るものであります。

次のページをお開きください。条本文文であります。別紙様式の宣誓書にある「㊦」の文字を削るものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第8号 更別村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号

○議 長 日程第14、議案第9号 更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第9号 更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の育児休業等に関する条例（平成4年更別村条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）の改正に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、法において非常勤職員の育児休業、介護休暇、部分休業及び介護時間の取得要件のうち、引き続き在籍した期間が1年以上とする要件を廃止するものであります。(2)、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、次に掲げる措置を講ずることとするものであります。ア、職員に対する育児休業に係る研修の実施、イ、育児休業に関する相談体制の整備、ウ、その他、育児休業に係る勤務環境の整備。(3)、その他、関連法令との整合性を図るため字句を加えるものであります。

次のページですけれども、条例本文であります。育児休業をすることができない職員について規定する第2条第3号ア、(ア)を削り、(イ)を(ア)とし、「特定職」を「引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)」に改め、(ウ)を(イ)とするものであります。

続いて、次のページにまいります。育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情につきまして規定する第3条第2号ア中「イ」を「ア」に、「ロ」を「イ」に改めるものであります。

部分休業をすることができない職員について規定する第17条第2号中「次のいずれにも該当する」の文章を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改めるものです。

同号ア及びイを削るものであります。

続いて、部分休業をしている職員の給与の取扱いについて規定する第19条中、給与条例第9条の次に「、更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第29号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第20条又は第34条」を、給与条例第13条の次に「、会計年度任用職員給与条例第19条又は第33条第2項」を加えるものであります。

次のページにまいりまして、続いて第21条を第23条とし、第20条の次に妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等について規定する第21条を加え、第21条の次に勤務環境の整備に関する措置について規定する第22条を加えるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日より施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第9号 更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号

○議 長 日程第15、議案第10号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第10号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年更別村条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村議会議員の期末手当につきまして国家公務員に準じた支給割合に改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、12月1日に在職する者に支給する期末手当の支給割合を100分の335から100分の320に改めるものであります。(2)、令和4年6月期の期末手当の額は、令和3年12月期に支給された額に335分の15を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。期末手当について規定する第5条第2項第2号中「335」とあるのを「320」に改めるものであります。

附則第1項で、施行期日を令和4年4月1日とするものであります。

続いて、附則第2項として、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置について規定し、令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に335分の15を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第10号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第11号

○議 長 日程第16、議案第11号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第11号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和38年更別村条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村特別職の職員で常勤のものの期末手当について国家公務員に準じた支給割合に改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、6月期及び12月期の期末手当の支給割合を100分の222.5から100分の215に改めるものであります。(2)、令和4年6月期の期末手当の額は、令和3年12月期に支給された額に222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。期末手当について規定する第4条第2項第1号及び2号中「222.5」とあるのを「215」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、第1項で施行期日を令和4年4月1日とするものであります。

附則第2項で、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置につきまして規定し、改正後の更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 これで討論を終わります。
これから議案第11号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第12号

- 議 長 日程第17、議案第12号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

- 村 長 議案第12号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の給与に関する条例（昭和37年更別村条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村職員の給与について国家公務員に準じた支給割合に改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、6月期及び12月期の期末手当の支給割合を100分の127.5から100分の120に改めます。また、再任用職員にあっては支給割合を100分の72.5から100分の67.5に改めるものであります。(2)、令和4年6月期の期末手当の額は、令和3年12月月に支給された額に127.5分の15を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

次のページであります。条例本文であります。期末手当について規定する第14条第2項中「127.5」を「120」に、同条第4項中「127.5」を「120」に、「72.5」とあるのを「67.5」に改めるものであります。

なお、附則第1項で施行期日を令和4年4月1日とするものであります。

附則第2項で、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置において規定し、改正後の職員の給与に関する条例第14条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第12号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第13号

○議 長 日程第18、議案第13号 更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第13号 更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年更別村条例第29号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、会計年度任用職員の期末手当について更別村職員の給与に関する条例(昭和37年更別村条例第12号)第14条第2項の規定に準じた支給割合に改めるため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、令和4年度以降の期末手当の支給割合を1.275月から1.2月に改めるものであります。(2)、フルタイム会計年度任用職員のうち、令和3年12月期に期末手当を支給された者の令和4年6月期の期末手当は、令和3年12月期に支給された額に127.5分の15を乗じて得た額を減じた額とするものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。期末手当について規定する第29条第2項及び第3項中「1.275」とあるのを「1.2」に改めるものであります。

附則に第4条を加え、フルタイム会計年度任用職員のうち、令和3年12月に給与条例の規定に基づき期末手当を支給された者に対して令和4年6月に支給する期末手当の額につ

いては、更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する措置の例により、その額を減ずるよう規定するものであります。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第13号 更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第14号

○議 長 日程第19、議案第14号 更別村交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第14号 更別村交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村交通安全指導員設置条例（昭和45年更別村条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、民法の一部を改正する法律施行令の一部改正に伴い、この条例を改正しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、成人年齢の引下げに伴い年齢制限を撤廃するとともに、その他資格要件の整理を行うものであります。

次のページをお開きください条例本文であります。任免につきまして規定する第3条中「次の各号の資格を有する者のうちから、村長が任命する」を「更別村に居住し、交通に関する法令に通じ、かつ、指導力を有する者のうちから村長が任命する」に改めるものであります。

同条第1号及び第2号を削るものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第14号 更別村交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第15号

○議 長 日程第20、議案第15号 更別村賃貸住宅建設促進事業助成金に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第15号 更別村賃貸住宅建設促進事業助成金に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村賃貸住宅建設促進事業助成金に関する条例（平成14年更別村条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、行政手続の見直しによる村民等の負担の軽減及び利便性の向上並びに事務の効率化を目的とした押印の見直しに関する方針に基づき、押印廃止の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、別記第1号様式、別記第3号様式、別記第6号様式、別記第7号様式及び別記第10号様式中「㊦」を削るものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。更別村賃貸住宅建設促進事業助成金に関する条例（平成14年更別村条例第12号）の一部を次のように改正するものであります。

別記第1号様式、別記第3号様式、別記第6号様式、別記第7号様式及び別記第10号様式中「㊦」を削るものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第15号 更別村賃貸住宅建設促進事業助成金に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第16号ないし日程第25 議案第20号

○議 長 この際、関連がありますので、日程第21、議案第16号 北更別・旭・平和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件から日程第25、議案第20号 上更別南・東栄・協和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件までの5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第16号 北更別・旭・平和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件であります。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定に基づき、別紙のとおり計画を変更するものであります。

理由といたしまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定に基づき、北更別・旭・平和辺地に係る計画を別紙のとおり変更するものであります。

次のページは、総合整備計画書であります。3、公共的施設の整備計画の表中、道路・橋りょうの事業費、一般財源、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額1億9,000万円を2億3,000万円に、農業基盤整備事業の事業費、一般財源936万5,000円を940万1,000円に、合

計の事業費、一般財源 1 億9,936万5,000円を 2 億3,940万1,000円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額 1 億9,930万円を 2 億3,930万円に改めるものであります。

続いて、議案第17号 勢雄・更別東辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件であります。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定に基づき、別紙のとおり計画を変更するものであります。

理由といたしましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定に基づき、勢雄・更別東辺地に係る計画を別紙のとおり変更するものであります。

続いて、総合整備計画書を御覧ください。3、公共的施設の整備計画の表中、道路・橋りょう事業費、一般財源 4 億2,053万5,000円を 4 億6,861万円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額 4 億2,050万円を 4 億6,860万円に、農業基盤整備事業の事業費、一般財源 1,272万円を1,277万円に、観光又はレクリエーション施設の事業費、一般財源5,200万円を 5,189万8,000円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額5,200万円を5,100万円に、合計の事業費、一般財源 4 億8,525万5,000円を 5 億3,327万8,000円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額 4 億8,520万円を 5 億3,230万円に改めるものであります。

続いて、議案第18号 更別・昭和・更南辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件であります。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定に基づき、別紙のとおり計画を変更するものであります。

理由といたしましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定に基づき、更別・昭和・更南辺地に係る計画を別紙のとおり変更するものであります。

続きまして、総合整備計画書を御覧ください。別紙、総合整備計画書の中で3の公共的施設の整備計画の表中、道路・橋りょう事業費、一般財源、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額 4 億370万円を 4 億9,370万円に、農業基盤整備事業の事業費、一般財源1,170万8,000円を1,175万3,000円に、合計の事業費、一般財源 4 億1,540万8,000円を 5 億545万3,000円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額 4 億1,540万円を 5 億540万円に改めるものであります。

続きまして、議案第19号にまいります。南更別・香川・更生辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件であります。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定に基づき、別紙のとおり計画を変更するものであります。

理由といたしまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定に基づき、南更別・香川・更生辺地に係る計画を別紙のとおり変更するものであります。

別紙、総合整備計画書を御覧ください。変更部分のみ説明申し上げます。3、公共的施設の整備計画の表中、道路・橋りょうの事業費、一般財源2億4,860万円を3億4,738万8,000円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額2億4,860万円を3億4,730万円に、農業基盤整備事業の事業費、一般財源789万7,000円を792万2,000円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額780万円を790万円に、合計の事業費、一般財源2億5,649万7,000円を3億5,531万円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額2億5,640万円を3億5,520万円に改めるものであります。

続きまして、議案第20号にまいります。上更別南・東栄・協和辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更の件であります。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、別紙のとおり計画を変更するものであります。

理由といたしまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、上更別南・東栄・協和辺地に係る計画を別紙のとおり変更するものであります。

別紙、総合整備計画書を御覧ください。変更部分のみご説明申し上げます。3番、公共的施設の整備計画の表中、道路・橋りょう事業費、一般財源2億2,550万円を2億1,118万5,000円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額2億2,550万円を2億1,110万円に、農業基盤整備の事業費、一般財源1,131万円を1,135万4,000円に、合計の事業費、一般財源2億3,681万円を2億2,253万9,000円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額2億3,680万円を2億2,240万円に改めるものであります。

なお、議案第16号から第20号までに関し、各辺地における年度別事業費の状況を議案資料としてお配りいたしておりますので、ご参照をお願い申し上げます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 ただいま議案第20号の理由の中におきまして法律第3条第1項という説明がございましたが、これは8項の間違いでよろしいでしょうか。

○村 長 そうです。申し訳ありません。

○議 長 申し訳ありません、訂正のほうをよろしく願います。

説明が終わりましたので、これから議案第16号 北更別・旭・平和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから議案第16号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第16号 北更別・旭・平和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 勢雄・更別東辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから議案第17号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第17号 勢雄・更別東辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 更別・昭和・更南辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから議案第18号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第18号 更別・昭和・更南辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 南更別・香川・更生辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから議案第19号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第19号 南更別・香川・更生辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 上更別南・東栄・協和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから議案第20号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第20号 上更別南・東栄・協和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際午後2時半まで休憩いたします。

午後 2時13分 休憩

午後 2時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第26 議案第21号

○議長 日程第26、議案第21号 令和3年度更別村一般会計補正予算（第12号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第21号 令和3年度更別村一般会計補正予算（第12号）の件であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,142万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億4,072万円とするものであります。

なお、大野副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 大野副村長。

○副村長 それでは、令和3年度更別村一般会計補正予算（第12号）につきまして補足説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,142万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億4,072万円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条の繰越明許費の追加、廃止は、第2表、繰越明許費補正によるものでございます。

第3条の債務負担行為の変更は、第3表、債務負担行為補正によるもので、指定管理の委託料に関する補正でございます。

第4条の地方債の変更は、第4表、地方債補正によるもので、事業金額の確定による借入額の変更のほか、起債を新たに追加させていただくものでございます。

歳入歳出予算の補正についてご説明いたします。初めに、人件費についてご説明いたします。議会費、総務費、農林水産業費、教育費における給料、職員手当等、各科目において予算の補正がございますが、これにつきましては給与費明細書によりご説明いたします。85ページをお開きください。1、特別職のその他の特別職で報酬174万8,000円を減額するものです。各委員会等の会議開催状況により、執行残を減額するものです。

86ページをお開きください。2、一般職、(1)、総括です。給料で49万2,000円の減額で、職員の異動等によるものです。職員手当等では234万円の追加です。職員の扶養、住居等に異動があったこと、時間外勤務手当につきましてはこれまでの支給状況、今後の支給見込みを勘案し、234万円の追加としております。共済費は、給料と同様の理由による減額です。手当ごとの補正後、補正前、比較の金額は、職員手当等の内訳をご参照願います。

87ページは給料及び職員手当等の増減額の明細、88ページは給料及び職員手当の状況、89ページから90ページまでは給料及び職員手当等の科目別内訳ですので、ご参照願います。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。なお、今年度に

つきましても昨年度同様、新型コロナウイルス感染症の影響により様々な事業が中止となっており、その分も含めまして執行残の整理、各施設の燃料、光熱水費、財源振替等についてご説明を省略させていただきますことをご了承ください。

それでは、まず歳出からご説明させていただきます。26ページをお開きください。款1 議会費は、243万7,000円を減額し、補正後の額を5,045万円とするもので、事業実績に伴う執行残などによるものです。

27ページをお開きください。款2 総務費は、3億1,651万4,000円を追加し、補正後の額を14億1,862万2,000円とするものでございます。

項1 総務管理費は、3億1,543万1,000円を増額するものです。

続きまして、38ページを御覧ください。目8 村有林管理費は、立木等の売払いに伴う積立金の増加により、406万3,000円を増額いたします。

39ページをお開きください。目11 公共施設等整備基金費は、公共施設の状況から大規模修繕や建て替え等、将来的に必要額が増大することが見込まれることにより、基金に積み増しするため、3億3,000万1,000円を増額するものです。

項2 徴税費は、事業実績に伴う執行残などにより、21万3,000円を減額するものです。

40ページを御覧ください。項3 戸籍・住民基本台帳費は、マイナンバーカード所有者の転出、転入のワンストップ化改修に伴う北海道自治体情報システム協議会への負担金の増加により、194万4,000円を増額するものです。

項4 選挙費は、事業実績に伴う執行残などにより、29万4,000円を減額いたします。

41ページをお開きください。項5 統計調査費は、事業実績に伴う執行残などにより、5万2,000円を減額するものです。

項6 監査委員費は、事業実績に伴う執行残などにより、30万2,000円を減額するものです。

42ページを御覧ください。款3 民生費は、1,720万2,000円を減額し、補正後の額を7億5,393万1,000円とするものでございます。

項1 社会福祉費は、事業実績に伴う執行残などにより、1,291万5,000円を減額するものです。

目1 社会福祉総務費は、新型コロナウイルスの影響等により、社会福祉事業の未実施のほか、障害者総合支援事業における支出見込額の減額などにより、1,186万9,000円を減額するものです。

46ページをお開きください。目2 福祉の里総合センター費は、事業実績に伴う執行残などにより、91万7,000円を減額するものです。

目3 国民年金費は、事業実績に伴う執行残などにより、2万1,000円を減額するものです。

目4 後期高齢者医療費は、特別会計への事務費繰り出し分が減少したことにより、10万8,000円を減額するものです。

47ページをお開きください。項2 児童福祉費は、63万1,000円を増額し、補正後の額を2億5,939万円とするものです。

目1 児童福祉総務費は、認可保育所運営事業委託料の公定価格の単価上昇などにより、76万7,000円を増額するものです。

48ページを御覧ください。目2 児童措置費は、児童手当につきまして、出生数が10月から12月に集中したことなどによりゼロから3歳児の延べ数が当初見込みから減少したため、13万6,000円を減額するものです。

項3 老人福祉費は、296万8,000円を減額し、補正後の額を1億7,821万円とするもので、事業実績に伴う執行残などにより減額するものです。

50ページをお開きください。項4 災害救助費は、195万円を減額し、補正後の額を341万3,000円とするもので、昨年12月1日の暴風被害に伴う災害見舞金の支給額が確定したことによるものです。

51ページをお開きください。款4 衛生費は、3,040万2,000円を減額し、補正後の額を3億566万3,000円とするものです。

項1 保健衛生費は、事業実績に伴う執行残などにより、2,344万1,000円を減額するものです。

目1 保健衛生総務費は、給付見込額の増加に伴い、42万4,000円を増額するものです。

目2 予防費は、執行残などにより、203万7,000円を減額するものです。

52ページを御覧ください。目3 環境衛生費は、暴風被害に伴う災害ごみの処分委託料等の確定などにより、360万5,000円を減額するものです。

53ページをお開きください。目4 診療所費は、特別会計（診療施設勘定）繰出金で、更別村国保診療所の実績により、1,452万7,000円を減額するものです。

目5 保健推進費は、事業実績に伴う執行残などにより、369万6,000円を減額するものです。

54ページを御覧ください。項2 清掃費は、29万9,000円を減額し、補正後の額を2,621万9,000円とするもので、事業実績に伴う執行残などによるものです。

項3 上水道費は、12万8,000円を減額し、補正後の額を785万1,000円とするもので、簡易水道事業会計の繰出金の減額によるものです。

55ページをお開きください。項4 下水道費は、647万円を減額し、補正後の額を9,859万5,000円とするもので、下水道事業会計の繰出金の減額によるものです。

項5 衛生諸費は、6万4,000円を減額し、補正後の額を1,227万1,000円とするもので、十勝圏複合事務組合への負担金が確定したことによるものです。

款5 労働費は、98万円を減額し、補正後の額を648万6,000円とするものです。

56ページを御覧ください。款6 農林水産業費は、1,423万6,000円を減額し、補正後の額を6億1,526万5,000円とするものです。

項1 農業費は、事業実績に伴う執行残などにより、1,339万6,000円を減額するものです。

59ページをお開きください。項2 林業費は、事業実績に伴う執行残などにより、84万円を減額するものです。

60ページをお開きください。款7商工費は、671万8,000円を減額し、1億2,449万2,000円とするもので、事業実績に伴う執行残などによるものです。

62ページをお開きください。款8土木費は、338万8,000円を追加し、補正後の額を5億2,427万1,000円とするものでございます。

項1土木管理費は、事業実績に伴う執行残により、24万4,000円を減額するものです。

項2道路橋りょう費は、除雪対策経費の追加により、880万2,000円を増額するものです。

63ページをお開きください。項3住宅費は、事業実績に伴う執行残により、517万円を減額するものです。

65ページをお開きください。款9消防費は、340万円を減額し、補正後の額を1億5,828万5,000円とするもので、事業実績に伴う執行残によるものです。

66ページを御覧ください。款10教育費は、848万2,000円を減額し、補正後の額を4億5,200万7,000円とするものでございます。

項1教育総務費は、更別農業高校のスクールバスの負担に対する支援のほか、人件費等の増加などにより、310万3,000円を追加するものです。

67ページをお開きください。項2小学校費は、小学校における燃料費の増加、新型コロナウイルス感染症対策事業などにより、257万2,000円を追加するものです。なお、新型コロナウイルス感染症対策事業は国の補助金であり、年度内での事業執行が間に合わないため、全額を次年度に繰り越すものです。

69ページをお開きください。項3中学校費は、小学校同様、燃料費の増加や新型コロナウイルス感染症対策事業のほか、事業実績に伴う執行残などにより、221万8,000円を減額するものです。なお、項2小学校費同様、新型コロナウイルス感染症対策事業は国の補助金であり、年度内での事業執行が間に合わないため、全額を次年度に繰り越すものでございます。

71ページをお開きください。項4幼稚園費は、事業実績に伴う執行残などにより、316万7,000円を減額するものです。

73ページをお開きください。項5社会教育費は、事業実績に伴う執行残などにより436万2,000円を減額するものです。

77ページをお開きください。項6保健体育費は、事業実績に伴う執行残などにより、378万6,000円を減額するものです。

81ページをお開きください。項7教育諸費は、事業実績に伴う執行残などにより、62万4,000円を減額するものです。

82ページを御覧ください。款11災害復旧費は、938万3,000円を減額し、補正後の額を1,750万8,000円とするものでございます。事業実績に伴う執行残などによるものです。

83ページをお開きください。款12公債費は、6,476万1,000円を追加し、補正後の額を8億611万7,000円とするもので、財政健全化のため、利率の高い公債費分を繰上償還するため、不足する元金を追加するものです。

歳出の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。11ページをお開きください。款1村税は、1,426万2,000円を減額し、補正後の額を5億9,879万6,000円とするものでございます。

項2固定資産税は、償却資産修正申告があり、大幅に減額となっております。

項4たばこ税は、税率の引上げに伴い、増額となっております。

12ページをお開きください。款2地方譲与税は、7万1,000円を減額し、補正後の額を1億2,659万円とするもので、森林環境譲与税の確定によるものです。

款3利子割交付金は、14万4,000円を減額し、補正後の額を40万円とするもので、利子割交付金の確定によるものです。

款6法人事業税交付金は、155万4,000円を追加し、補正後の額を555万4,000円とするものです。12月交付済み額の追加によるものです。

款7地方消費税交付金は、2,436万1,000円を追加し、補正後の額を7,960万6,000円とするもので、交付税額の確定によるものです。

13ページを御覧ください。款9地方特例交付金は、929万8,000円を追加し、補正後の額を2,555万3,000円とするもので、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の交付額決定に伴うものです。

款10地方交付税は、2億1,717万2,000円を追加し、補正後の額を21億9,209万8,000円とするもので、交付税額の確定によるものです。

款12分担金及び負担金は、643万2,000円を追加し、8,855万6,000円とするものでございます。

項1分担金は、農業費分担金の実績による増額です。

項2負担金は、学童保育所及び保育所の徴収金の増加による増額です。

14ページをお開きください。款13使用料及び手数料は、258万7,000円を減額し、補正後の額を1億2,922万6,000円とするもので、新型コロナウイルスの影響により、施設等の閉館及び利用者の減少等によるものです。

16ページをお開きください。款14国庫支出金は、7,037万3,000円を追加し、補正後の額を5億576万7,000円とするものでございます。

項1国庫負担金は、各負担金の確定などによる減額となっております。

17ページを御覧ください。項2国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほか、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金などによる増額となっております。

18ページをお開きください。款15道支出金は、1,237万2,000円を減額し、補正後の額を3億8,103万1,000円とするもので、各事業費の実績に伴うものでございます。

20ページをお開きください。款16財産収入は、1,276万円を追加し、補正後の額を7,529万5,000円とするもので、村有地の売却等による増額となっております。

21ページを御覧ください。款17寄附金は、1,100万円を追加し、補正後の額を5,320万5,000

円とするもので、まち・ひと・しごと創生寄附金の申出があったことによるものでございます。

22ページをお開きください。款18繰入金は、3,941万1,000円を減額し、補正後の額を1億7,942万1,000円とするもので、各事業における実績による繰入金を調整するものでございます。

款20諸収入は、176万1,000円を追加し、9,428万円とするもので、各事業における実績によるものでございます。

24ページをお開きください。款21村債は、555万9,000円を増額し、補正後の額を5億6,670万7,000円とするもので、事業金額の確定による借入額の変更、暴風被害による災害復旧事業などのほか、減収補填債の借入れによるものでございます。

続きまして、第2表、繰越明許費補正についてご説明いたします。6ページをお開き願います。繰越明許費補正につきましては、記載されているとおりでございます。新たに追加いたしましたのは、戸籍住民基本台帳等整備事業であるマイナンバーカード所有者の転出、転入のワンストップ化改修に伴う負担金、臨時特別給付金給付事業であります住民税非課税世帯等に対する10万円の臨時特別給付金、汚水処理施設共同整備事業の負担金、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策事業の消耗品などでございます。なお、老人保健福祉センター改修事業につきましては、繰越補正予算として1月の臨時会に計上しておりましたが、年度内に事業が完了となることから、繰越不要となりましたので、繰越補正予算廃止として計上しております。

続きまして、第3表、債務負担行為補正についてご説明いたします。7ページを御覧ください。債務負担行為の補正につきましては、記載されているとおりでございます。どんぐり公園プラムカントリー管理委託料、更別村情報拠点施設管理委託料、さらべつカントリーパーク管理委託料は、平成30年度から令和4年度までの期間ですが、限度額について補正させていただいております。

第4表、地方債補正についてご説明させていただきます。8ページをお開きください。地方債の補正につきましては、記載されているとおりでございます。各事業の実績に伴い、過疎対策事業債は補正後の限度額を1億3,620万円とするほか、新たに一般単独事業債の限度額を140万円、減収補填債の限度額を1,025万9,000円、災害復旧事業債の限度額を800万円とし、補正後の合計を5億6,670万7,000円とするものでございます。

以上、補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 お諮りいたします。

議案第21号 令和3年度更別村一般会計補正予算（第12号）の件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 令和3年度更別村一般会計補正予算（第12号）の件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 35ページ、36ページになりますけれども、まず35ページの関係です。多分国の関係の指示もあってということで、地方創生関係の臨時分ということでわくわく地方生活実現政策パッケージということで交付金ということで、これ昨年からというか、計上されているのですけれども、なかなか実績が上がらないということでございます。今年も予算案で300万の予算措置の中で、最終的に実績ということで200万の減額ということの修正案出ていますけれども、これについて、これはわくわく地方生活実現政策パッケージ、地方へということの国の強い思いも入っているという部分もあるかもしれませんが、村として確かに実績と決めてしまえば実績報告の中だと、これは致し方ない処理なのでしょうけれども、まずどのような努力というか、どのような推進体制を図ってきたのかという部分、それをどのような形で村として利活用していくという部分の信念があったのか、その点の説明いただければというふうに思っています。

○議長 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 ご質問いただきましたわくわく地方生活実現政策パッケージ事業交付金につきましては、国の事業という形でございまして、東京23区から地方へ移住、また移住をして起業した場合に、移住のみだと100万円、プラス起業すると200万円の上積みという制度でございます。合計1件につきマックス300万の交付金が出るという事業でございます。村のほうとしましても、当然23区からという制限付ではございますが、移住者についての政策、全額国が負担していただける事業ですので、積極的に活用してまいりたいということで、当初予算、制度ができて以降予算計上させていただいております。

23区からの移住に関する条件として、地元の企業が求人を出すと、求人取る方向になるというような仕組みもございまして、更別の中の事業所の方では1か所登録がございまして、当初予算300万円を計上しておりますが、200万円分の起業分については今年度中の執行見込みがもう立たないということで、今回減額をさせていただいておりますが、移住に関しては登録企業がございまして、100万円についてそのまま予算を残させていただいております。ただし、具体的に今ご相談いただいている案件はございませんので、実績がなければ全額執行残となる見込みでございます。

村としての取組でございますけれども、この事業に関しては活用する、しないを自治体側が意思表示をしながら取り組むということでございますので、更別村としてもわくわくパッケージを活用しているということを、東京23区に向けてという形にはなりますが、村のホームページ等でも掲上してPRをしている。移住のページとリンクしながら掲上させてもらっているところでございますが、具体的に23区にそれぞれに個別の発信といったと

ころまでは、そこまでの対策は取っていないところでございます。おっしゃるとおり、やるからにはある程度強い取組も必要ではないかということではございますけれども、現状の取組としては今ご説明したとおりでございます。今後の事業推進、また国のこの事業がいつまで継続されるかはちょっと未定ではございますけれども、新年度におきましては南十勝等広域で移住のオンラインツアーですとか、そういった企画もしてございますので、そういったところから23区の方からのご照会がありましたら、このわくわくパッケージも進めながら、移住者の確保に努めたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 説明いただきました、私このわくわく地方生活実現政策のパッケージという部分の、悪いけれども、行政の捉え方というのはその単体でとしか思っていないとしか、私はそういう判断しかできていないのです。というのは、以前から更別村をPRする。更別村の特産品も含めて、地方の部分のPRも含めてということで、地域おこし協力隊のPRも含めて、都会への更別村のPRも含めていろんなアクションを起こしているわけです。その中で、今ご説明いただいたように東京都の23区に限定されているといえども、それはそれとして、その限定は分かるけれども、それをうまく利活用するというのが、それは村の行政としての、やっぱり予算化した以上はそれは義務があるのではないかと思います。ですから、私が指摘したいというよりも、そういう一連の行動の中でアクションを起こした中でという部分がどうしても見えないから、これはどうなるのですかということを確認させていただいているのです。

どうせやるのであれば、企業版だとか、そういう部分はあるかもしれませんが、当然その部分の更別村が抱えている課題の一部として、こういう有利なパッケージの補助事業があるということであれば、そこはしっかりやると言っていたわけですから、地域おこし協力隊も含めて、パンフレットも含めて地方を、更別をPRすると説明していたわけですから、それらも加えた中で、PRというか、その事業展開図っていく必要があると思うのですけれども、その点の捉え方ももう少ししっかり整理して、やるのだったらやるという部分の意思表示もきちっと表明しながら、実効性のあるものに進めていただきたい。多分来年度の事業計画もある程度その部分も加味した中の計画立案になるかもしれませんが、それらを踏まえた中で実施していただきたいということでは思っておりますけれども、その点の考え方も含めていま一度説明いただければというふうに思っています。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまもう少し村としての強い施策を打ってはどうかというようなお話でございます。移住、定住対策につきましては、このわくわくパッケージにかかわらず、村として最重要課題の一つとして位置づけてございまして、地域おこし協力隊を活用したりですとか、これまでも移住、定住対策としての住宅施策ですとか、子育て環境のPRですとか、そういったことは進めてございます。

その中で、わくわくパッケージ事業につきましては国の地方創生交付金対象事業ということもございまして、当然村としてこれまで単独で持ち出しをしながら取り組んできたところもございまして、特定の23区からの地域から入る場合にはこの制度が使えるよということもございまして、併せて村が行っているものプラス23区から来られる場合にはこういった優遇措置もありますよというのを追加するといいますか、上乘せする形で予算計上を進めてきている考え方でございます。あくまでも村の移住対策がわくわくパッケージありきではなく、移住対策として村の考え方で別の事業名で項目も立てさせていただいているところもございまして、その中の地方創生活用部分としての外出しというのか、予算上は分けて計上させていただいているので、ちょっと誤解があるのかもしれませんが、特段このわくわくの実績がないことが村の移住対策が停滞しているというような形ではございませんので、ご理解をいただければなというふうに思っているところでございます。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ちょっとお互いに誤解同士で進めたらまずいので、私はやっていないということではなくて、それをもっともっと利活用した中で、もう少し目に見えるような形の、我々も含めて目に見えるような形での対策をしっかりと打っていただきたいということで考えているのです。やっていないとは言っていません。ただ、この事業ありきでなくて、全体的な更別村のPRも含めて、移住、定住の促進も含めてという中の一環として捉えることもできるかなという観点で私は今説明というか、質問させていただいているのです。ですから、もっと、実績がある、ないにかかわらず、やっぱり更別村をPRするという意味からも、めり張りのあるPRの仕方というものをもう少し構築していただきたいというお願いも含めて質問をさせていただきました。

○議長 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 ご意見参考にさせていただきます。新年度以降も新たに移住定住支援員の予算措置もさせていただいているところでございますので、ご意見参考にしながら進めてまいりたいと思います。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 36ページ、一応確認させてください。18番の負担金補助及び交付金の中の下のほうに人材育成事業の助成金、これ多分当初予算で350万の予算措置を講じていただいたわけなのですが、実績的に150万の減額という形で、実質的には200万になるかなというふうに思っています。内容だけご説明いただければありがたいと思います。

○議長 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 ご質問いただきました人材育成事業の助成金につきましては、新年度予算で計上させていただいているところでございましたけれども、当初予算策定時に想定していた協議会、団体が主になって運営するといったところの枠組みづくりがなかなかうまく進みませんで、新年度スタートしてから改めて仕切り直しをした中で制度の構築、団体等とのお話も含めて構築を進めてきていたところでございます。その間、新型コロナの緊

急事態宣言等が年度当初から始まったというところもありまして、なかなか人材育成の枠組みを構築するのに時間を要したところがございます。そういった中で、最終的には、これまでもご意見をいただいております村として主体的に進めるべきとのご意見も踏まえまして、昨年12月に村の関係団体等の方々にお声かけをさせていただきました。具体的には農協、商工会、森林組合、社会福祉協議会、あとNPO法人サラリ、この5か所にそれぞれの団体を担う人材の育成も含めて、村の課題解決を含む人材育成を共にご協力いただけないかということでお声かけをさせていただきました。その村を含む6団体で人材育成推進事業協議会を設立したところがございます。

具体的な事業につきましては、年内、12月に設立して、そのまま事業を進めていく予定ではございましたが、現在のオミクロン株の発生ということがまたございまして延び延びに、事業がなかなか着手できない中でございましたけれども、先月2月の27日に、まん延防止対策中ではございましたが、こちら国も補助事業を活用しているところもございまして、感染対策を十分に取った上で第1回目の事業をさせていただいたところがございます。その後3月に3月13日と3月27日にそれぞれ、あと2回事業の実施を予定しているところがございます。既に周知等も行っているところがございます。結果として事業の着手が非常に遅くなったということもございまして、350万円の当初予算でございましたが、今回150万を減額して、200万の執行見込みでございます。ただし、この200万につきましても、講師がこちらに来れなくなるということも今の感染状況を鑑みて、その場合には講師料の交通費だとかがかからなくなるものですから、そういったところでまたさらに執行残になることも想定はされておりますが、当面年度末までの執行分ということで使用見込みのない部分についての減額をさせていただいたところがございます。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ちょっと確認をさせていただきたい部分がございますので、お願いします。

21ページの関係で、不動産の売払収入の関係の内容だけまず教えていただきたいと思えます。不動産の売払いの収入の村有地売却収入、宅地分譲は新コムニ団地ということで分かるのですけれども、それと関連して立木の収入もあったり、村有建物の売払いの収入ということ68万2,000円、そして村有地の売却収入31万8,000円とございますけれども、ちょっと内容だけ教えていただければありがたいです。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 村有地売払収入31万8,000円と村有建物売払収入合わせて100万円でございますが、これは旧レストラン白樺の土地と建物の売却収入でございます。

以上でございます。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 確認させていただいて、白樺の分については従前より売却の方向で進める可能性が高いということで種々話も含めてということでお伺いはしていたわけですね。

ども、基本的に我々も、我々といいますか、議員の中の総務厚生常任委員会も含めてということで、現地も含めてまず調査させていただいている。それはその質問はさせていただきますけれども、この部分の取得した部分の旧白樺の部分についての固定資産税等の評価額等の部分というのはどのような形でなっているのか。専門の方に評価していただければ建物、土地は評価が出ると思うのですけれども、まずその動向についてどうなっているのかのご説明いただければというふうに思っています。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 総務厚生常任委員会でも調査をしていただきましたけれども、そのときにもお話しさせていただきましたが、平成29年12月に庁内の土地利用会議で利活用の検討をしていくということで決定をいたしましたけれども、なかなか利活用に至りませんでしたので、これを昨年4月の土地利用会議で売却に向けた検討を行うということで決定をしたところでございます。それまでにレストラン白樺の購入に前向きな方がいらっしゃるという、2件ほどございましたので、その方とも売却に向けた連絡調整を進めてまいりました。その際に固定資産評価額を基とした価格300万円程度での売却を目指していたところですが、このお二方とも購入の辞退をされました。

理由としては、温泉がありますけれども、温泉に地下水が入って泉質、泉温が確認できない状況になっているということと、建物にボイラーがありますが、これが故障してしまっているということがあります。それから、購入した後も高額な固定資産税というものがありますので、こういうことがやっぱり障害になって購入に至らなかったのだと思っております。仮に購入したとしても、例えば温泉を復旧するですとかボイラーを改修するといったことが必要になれば、相当な投資をしなければその建物を活用していくということができないので、そういったものの今後かかる経費を鑑みて100万円まで売却価格を落とした形で購入していただいたということになっています。

以上でございます。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今の説明でということで理解できないわけではないというか、分からないわけではないのですけれども、実質的には評価額というのは確定ではなくても評価自体は300万程度の評価があるという部分で、最終的には100万はちょっと後に置いておいて、その分のその以前は2件のある程度希望者が来たと、その後というのは多分申入れがなかったか、それとも1件だったのか、その点詳しい説明加えていただきたいというふうに思っております。まずそれを1点、ちょっと確認だけさせてください。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 先ほど2件の方との売却が不調に終わったというお話をさせていただきましたけれども、あの旧レストラン白樺の状況を見ると、なかなか購入していただける方は厳しいだろうという判断が我々としてもありました。あそこを購入していただく方を探し当てるといことは、どのような方法で探し当てることができるのか、それは我々の中で検

討しました。ただ、恐らくなかなか厳しいので、例えば全国に購入を希望する方がいらっしゃれば、全国に呼びかけるような方法がないか、そういうことを検討して、実はネットオークションで購入を希望する方を全国に募ることを試みる直前まで行ってました。ほとんど事務を進めていて、やる寸前までいったのですが、100万円の金額に売買価格を落としてネットオークションにかけるとほぼ同時に購入希望者の方がいらっしゃったので、急遽ネットオークションを中止して、売却をすることに進めたと、そういう状況になっております。

以上でございます。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 本当に捉え方の違いで違ってくるのかもしれませんが、非常に苦労した。担当者としては非常に苦労する物件であったということで、その部分のやり取りも含めて、取り進めも含めて苦慮したというのは見えるわけですが、先ほど来多少申し上げておりますけれども、今回12月の定例会で総務厚生常任委員会はこれらについての所管調査を実施いたしました。今日委員長不在なのですけれども、調査をし、調査報告書を12月の定例会で報告させていただいているはずですが、

売却は売却という形の中で、それはそれなりの結論ということで、それを決して全面否定するというのではないのですけれども、我々議会としての所管調査に対して真摯に向き合って報告書もない、何もなし。これは、私としては売却云々くんぬんを含めてそれ問題あるのでないかと。問題提起は委員会としてしているわけです。どういう方法を取ったらどうだ、こういう方法を取ったらどうだということで、ここの議場で委員長で報告しているはずですが、その点の捉え方、対応について少し不親切でないかというふうには思っているのです。確かに売ったは売ったでいいです。結論ですから、売却権はあるかもしれない。ただ、委員会の報告に対して真摯に向き合っていたかできなかったということは、僕はそれは反省を促したいと思うのですけれども、いかように考えているのかご説明いただきたいと思えます。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 大変申し訳ございませんでした。今後このようなことがないようにしっかりと対応させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 確かにそういう部分しかないのかもしれない。回答としてそれしかないのかもしれないけれども、私が申し上げたいのは、わびを申し上げていただきたいということではなくて、我々が指摘した部分に対する回答がないということです。協議してくれと言った回答。村として、観光も含めた中で、あそこの周りの村有地も含めて何とか活用できないかという部分で、検討してくれという部分の調査書というか、報告書書いているわけですね、実際に。だから、そういう部分を、申し訳ございませんでしたではなくて、今後の対応も含めてしっかりと回答するものは回答きちっとしていただかないと、我々

が調査した意味というのはどこにあるのかとなってしまう。そういう部分は真摯に、委員会としての活動の報告を含めて真摯に受け止めていただいて、しっかりそこは早めに、そういう対応をするのであれば、文書でも何でも、口頭でも、集めてでもいいですから、しっかり僕は説明していただきたいというふうに思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんのお話ありましたけれども、我々としては、私たちとしては、村としては、議会をないがしろにするつもりはありませんし、そのような報告も真摯に受け止めているつもりであります。ただ、説明のその一端のところでは足りないのであれば、この場をもっておわびしたいと思います。しかしながら、協議をしたり、検討したりすることはこの間、年数を見ていただければ分かりますし、指摘を受けてからも、今担当課長が話しましたように最大限の努力はしておりますので、その辺はご理解いただきたいと思えます。

以上であります。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 私は、今村長答えていただきましたけれども、種々この部分についての協議も含めて、取り進めてという形の中でこの結論を報告していると、私はそれ自体を否定というか、批判しているわけではないのです。委員会として方向性も含めて検討していただきたいという事項を示したということに対するご回答がいただけていないということが問題ではないかということでご質問させていただいたわけです。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 先ほどの説明がなかったということであったのですけれども、先日全員協議会等でご説明させていただいたところで、こちらのほうとしては状況等についてはご説明させていただいたというところがございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 お互いというか、僕の言っていることが通じていないのかどうか分からないけれども、売却した云々くんぬんは、それは結果ですから、それを問うているわけではないです。私が問うているのは、村長も委員会を軽視しているわけではないと言うけれども、僕らは調査して、我々は委員会として、旧白樺レストランも含めて、保養所も含めてどういう部分が課題になって、どういう部分がこれからの村の活性化も含めて、売却も含めて、一般売却も含めてということで何が正しいのかということで現地調査させていただいたのです。売却は売却で、それは方針として売却のほうに、固定資産も含めて、今総務課長が説明していただいたようにいろんな方法で検討している。それは、もう熟知しています。報告受けています。

だけれども、その後の委員会で何か利活用も含めて、村のせつかく大事な財産なのだから、何かにつけて利活用も含めて再考察できないかということで、我々というか、委員は

調査したわけでは、現地調査したわけでは、その中で報告書に書かせていただいたのが、売却という部分も考えているということを念頭に置きながら、村のための施設の今の施設も含めた利活用、何かないかなということ、こういう方法もあるかもしれないよねということで話題提供させていただいたということなのです。それに対して、その回答というか、売った、売らないでなくて、それらの委員会の報告書がこういうことで検討してくださいと、検討すべきだということで報告しているわけでは、その分の回答がないということで、ちょっと残念だなというふうに思っている。売る、売らないは、売ったのは、副村長、売ったというのは私は事前の全員協議会でそれは売りましたというのは聞いているから、それは分かっています。その点を整理しましょうよ。

○議 長 西山村長。

○村 長 回答していないということではあります。全員協議会でお話をしたことは、回答になっていないということではありますね。

○6番安村議員 回答ということではなくて、売却はしました。その土地というか、売却はしましたということだけでも、委員会で委員会の調査報告していますよね、全体的に。もう一回読んでいただいたら分かるように。そのご回答というか、委員会に対するご回答はいただいているということでは。

○議 長 暫時休憩します。

午後 3時27分 休憩

午後 3時35分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

大野副村長。

○副 村 長 委員会等からの調査報告の内容につきましては、こちらのほうで精査して、必要に応じて委員長等に対してご説明させていただきたいというふうに思います。今回につきましては、結果ということで売却の結果につきまして全員協議会のほうでご説明させていただきましたけれども、その前段階でちょっと情報提供というところが不足だったということであれば、そこは真摯に受け止めて、今後につきましては内容等に応じてご説明させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ご回答ありがとうございます。基本的には私の考え込み過ぎなのかもしれないけれども、事前の売却も含めていろんな部分の説明と今回の結果が少し全体的に乖離している部分があったものですから、その点も含めてお互い、紳士協定ではありませんけれども、しっかり、村の大切な財産でございますので、それは大きな変動があったときには逐次私どもも含めて報告いただければありがたいと思いますので、今後よろしく願いいたします。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 少し混乱しているようですけれども、なぜかという話をちゃんとしないと駄目だ。あそこは、勢雄の酪農ファーム、楽園ファームかな、村が事業主体として最初に施設を造ったのだと。そして、キャンプ場もするよと、それから当時の執行者もみんな協力して、相当数のお金を使って、その後利用者も減って、売却をして、その人も今度無償でくれているという歴史があるのです。だから、条例を見ますと700万以下は議会の決裁は要りませんよと。ですけれども、僕そのとき監査のとき初めて分かったのです。ああ、売れているのだと初めてそこで分かった。その前に、今安村議員が言いますように、総務厚生で調査をしていますよね。そしたら、どこかで副村長にもお話をしましたですけれども、21日には報告をしますというから、その前の全員協議会の際に僕が発言したときには、21日はそれは売却しましたと、金額も土地も含めて。

だから、安村議員が言うのは、ここでこういう言葉使うのは失礼ですけれども、議会で調査をしていて、金額は安い、高いは、総務課長が言うようにやっと買ってもらったのでしょうから、でもそれは文書を出したくないのであれば文書でなくてもいいですけれども、やはりきちっと分かるべきだと。今のトラブルについても僕自身は思いますよ。間違いがあったとか何かでないですけれども、委員会で調査をして、半年も前なら許される。一月ぐらい前にやって、その後すぐに売却をしているのであれば、どこかで報告があるべきだと僕は思いますよ。今どんな議論をしてもあれしても、やっぱり知っておくべきでしょう、調査をした委員も議員も。僕はそこが一番問題だったと思いますよ。違いますか。答弁はいいです。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 失礼しました。こちらのほうの意図としては、議員の皆様、議会に対して不適切なことをやろうというつもりは全くありませんでしたので、引き続き委員会等の内容につきましてはこちらのほうとしても検討させていただいて、必要な情報等につきましては連携させていただいて情報共有させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 38ページですか、村有林の管理状態が出ております。それとまた、82ページですか、林業施設、これ施設ですから、またちょっと別なのですけれども、実際今村有林見ますと倒木がすごい状態になっております。それなのにここで減額になっていますよね、単独事業費などが。あの状態で、もう事業が終わったと解釈していいのか。あるいは、来年度はまたそれは考えているのか。このどちらかと思うのですけれども、その答弁お願いたします。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 村有林管理の関係でございます。今回の暴風被害等で倒木のあるところなのですが、前に委員会の調査の際にも申し上げておりますけれども、あくまでも復旧計画を

立てて倒木等については対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。その中で計画、特殊地拵だとか植栽とかで対応していくこととなりますので、それにつきましては今後の計画の樹立、そして通常行っております、新年度予算でまた村有林管理の費用でございますので、そういったところと併せながら復旧を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 今なぜこの質問をしたかという、これ来年の事業も絡んでしまうから、あまり言えないのですけれども、予算書見たときに対前年度と比較して、これでできるのかという不安があったので、今年でもう終わったと解釈しているかなと思ひまして今質問してみたわけなのです。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 ちょっと分かりにくい部分もあったかもしれませんが、今のところまだ普及計画のほうは樹立できておりませんので、その内容によりましては場合によっては追加補正という部分もあろうかと思ひますので、状況に応じて対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。あくまでも今回は令和3年度の事業について、今年の部分については今年の期間における対応はないものですから、執行残については減額をさせていただいているというふうな状況でございます。よろしく申し上げます。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 12月1日の台風被害で早くお見舞い金も支払われていると思うのですけれども、まずその戸数も知りたいのですけれども、それで固定資産税の減額申請がありまして、これ1,815万8,000円、恐らく建物被害で減免申請、その減免された数もし分かれば知りたいのですけれども、それとこれ確認なのですけれども、固定資産はずっと、建物によって年数もいろいろでしょうけれども、壊れたやつを直したらまた同じ価格に査定をするのですか。その辺も含めて、例えばこれから問題になってくると思うのですけれども、実は空き家が目立ちまして、屋根飛んだりして、調べてみたら屋根飛んでも払ってくれる。小さい額ですけれども、払っている人いるのですよね、不在地主でも。だから、固定資産税の賦課するのは当然なのでしょうけれども、本当にこんなになっているやつにでも形があったらかかっているところもあるはずなのですけれども、詳しくは調査していない。それは別にしても、壊れたから減額しましたよと、直しましたらまた元になるのですか。減額申請と戸数と、まず分かれば教えてほしいのですけれども。住民に払った額もね、見舞金、戸数。金額は三百何万だから、予算見ていれば分かる。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 ただいまのご質問でございますけれども、12月1日の暴風被害に伴いまして、災害の見舞金ということで2月16日まで申出書のほうを受付をしておりました。今の時期である程度のほうを確定されましたので、その確定額なのですけれども、実績とし

ては55件、それで金額が310万円になってございます。

(「341万でないか」の声あり)

○住民生活課長 341万というのは、少し予備分を設けて……

(「追加の」の声あり)

○住民生活課長 そうです。それで、実際の見舞金の支給額、これが310万円ということになってございます。

そして、今の実績の55件の内訳なのですけれども、住宅のほうは15件、これで54万円、それと事業用の建物、住宅以外なのですけれども、これが40件で金額が256万円になっております。そしてまた、先ほどちょっとお話ありましたが、万が一その申請が出てきた段階にはお金が必要だろうということで30万ほど予備を残して、それ以外は執行残で今回計上させていただいたということになっております。

それと、先ほど固定資産税のほうです。固定資産税の減免というお話がありましたけれども、この1,800万円の減免の大きな要因ですけれども、今回償却資産の減免ということが大きな要因になっておりますけれども、今年特に修正申告が多くなってございます。その要因を全て確認しておるわけではないのですけれども、新型コロナ対策の関係で金額の増減があったのかなというのを想定をしているところでございます。また、今修正申告というお話をしましたのですけれども、特に大きな要因になっているのは太陽光発電、これの設置場所が税理士事務所さんが間違っていたということで修正申告が来ております。それが大きな要因になっておまして、それで1,800万の減額と、そういう理由になってございます。

以上でございます。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 今の説明で理解できますけれども、僕は建物の屋根が飛んだから、これだけ出てきたのかなと、すごい額だなと実際思ったら、説明受けると単なる計算間違いと、計算間違いなのでしょう。分かりました。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 今の計算間違いということだったのですけれども、あくまでも税理士事務所から修正申告のお願いをいただきまして、そして中身を確認したところ、そういった間違いが発見されたら、それに基づいて計算をすると一千何百万の減額が見つかったということになっております。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第21号 令和3年度更別村一般会計補正予算(第12号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで午後4時まで休憩いたします。

午後 3時48分 休憩

午後 4時00分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第27 議案第22号

○議 長 日程第27、議案第22号 令和3年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第6号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第22号 令和3年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第6号)の件であります。

第1条といたしまして、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,086万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,636万8,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ607万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,066万1,000円とするものであります。

初めに、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。9ページをお開きいただきたいというふうに思います。款1総務費は、115万円を減額し、補正後の予算額を545万2,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄(1)、総務一般事務経費は、主に旅費など執行残による減額でありまして、節14工事請負費、インターネット回線設置工事費57万6,000円の減額はADSL回線から光回線への切替え工事の費用が不用となったことによるものであります。

項3運営協議会費、目1運営協議会費、説明欄(1)、国保運営協議会運営経費は、新型コロナウイルスの影響による会議の中止などで27万5,000円の減額であります。なお、14ページに給与費明細書を添付しておりますので、ご参照いただきたいというふうに思います。

続きまして、10ページをお開きいただきたいというふうに思います。款2 保険給付費は、1,019万8,000円を減額し、補正後の予算額を2億9,480万1,000円とするものであります。

項1 療養諸費、目1 療養給付費、説明欄(1)、療養給付費は、支出見込額の減で749万8,000円の減額、項2 高額療養費、目1 高額療養費、説明欄(1)、高額療養費も支出見込額の減で270万円の減額であります。

11ページをお開きください。款3 国民健康保険事業費納付金は、財源振替となっております。

款6 保健事業費は、138万4,000円を減額し、補正後の額を561万7,000円とするものであります。

項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費、説明欄(1)、特定健診・特定保健指導事業は、支出見込額の減で109万1,000円の減額、続きまして12ページにまいります。節12委託料、歯科保健指導委託料10万円は、当初一般会計で計上していましたが、国保事業として交付金対象となるものについて追加補正するものであります。

項2 保健事業費、目1 保健衛生普及費、説明欄(1)、保健衛生普及事業は、会議の中止などで19万1,000円の減額であります。

目2 疾病予防費、説明欄(1)、疾病予防事業は、支出見込額の減で10万2,000円の減額であります。

款7 基金積立金は、186万4,000円を増額し、補正後の予算額を186万7,000円とするものであります。

13ページにまいります。款8 諸支出金は、4,000円を増額で、説明欄(1)、直営診療施設勘定繰出金は、調整交付金申請額により、へき地診療所分41万9,000円の減額、診療施設整備分42万3,000円を増額であります。

次に、歳入にまいります。7ページをお開きいただきたいというふうに思います。款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税は、収入見込額の増で124万5,000円を増額です。

款4 道支出金、項1 道負担金、目1 保険給付費等交付金、説明欄にまいります。普通交付金は保険給付費の支出見込みの減により1,019万8,000円の減、2号分交付金は交付金配分額の増で200万円の増額であります。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金、続きまして8ページにまいりますけれども、目1 一般会計繰入金、説明欄にまいります。出産育児一時金等で112万円の増額、事務費対象分で96万4,000円の減額、特定健康診査等事業分は78万9,000円の減額であります。

項2 基金繰入金、目1 基金繰入金は、財政調整基金繰入金で309万円の減額であります。

款8 諸収入、項2 雑入、目1 雑入は、説明欄、雑入は第三者行為返還金収入で1万4,000円の増額、特定健康診査受診料は20万2,000円の減額であります。

次に、診療施設勘定の説明にまいります。歳出から説明をさせていただきます。20ページをお開きいただきたいというふうに思います。款1 総務費は、194万7,000円を減額し、補

正後の予算額を2億5,377万1,000円とするものであります。

項1 総務管理費、目1 一般管理費、説明欄(1)、総務管理経費は、60万9,000円の増額であります。職員11人分の人件費で、節3 職員手当等は今後の支出見込みを勘案し、68万7,000円の増額としております。節4 共済費は、執行残7万8,000円を減額するものです。なお、24ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照をお願い申し上げます。説明欄(2)、総務一般事務経費は、執行残217万8,000円を減額するものです。主なものは、節1、看護補助員報酬において看護補助員の欠員補充ができていないことから68万5,000円を減額しております。続きまして、21ページをお開きください。説明欄(3)、診療施設維持管理経費は、47万2,000円の増額であります。主なものは、節10需用費、国保診療所光熱水費において電気料単価上昇により54万7,000円を増額しております。説明欄(1)、フルタイム会計年度任用職員給与等は、執行残82万2,000円の減額であります。主なものは、節2 給料、フルタイム看護師において76万1,000円を減額しています。令和4年度より、これまでパートタイム会計年度任用職員であった看護補助員をフルタイム会計年度任用職員として任用することとしておりまして、看護師の採用を見送ったことによるものであります。

続きまして、22ページを御覧いただきたいというふうに思います。目2 車両管理費は、執行残2万8,000円を減額するものであります。

款2 医業費につきましては、413万円を減額し、補正後の予算額を4,126万5,000円とするものであります。

項1 医業費、目2 医薬品衛生材料費は、今後の医薬品使用量の見込みから139万4,000円を減額するものであります。

目3 医療管理費、説明欄(1)、医療管理事業経費は、執行残239万9,000円の減額であります。主なものは、節12委託料、検査委託料において検査費用の単価が下がったことから195万7,000円を減額しております。続きまして、23ページにまいります。説明欄(2)、医療機器借上経費は、59万2,000円を増額するものであります。主なものは、節13使用料及び賃借料、医療機械借上料において在宅医療において人工呼吸器の借り上げが必要となったことから61万3,000円を増額しております。

目4 寝具費は、執行残4万2,000円の減額です。

目5 医療用機械器具費は、執行残4万5,000円の減額です。

項2 給食費、目1 給食費、説明欄(1)、給食事業費は、入院患者の食事見込み数の減少から、執行残84万2,000円を減額するものであります。

続いて、歳入にまいります。17ページをお開きいただきたいというふうに思います。款1 診療収入は、591万9,000円を増額し、補正後の予算額を1億8,892万1,000円とするものであります。

項1 入院収入は、入院患者数が当初見込みより減少し、479万2,000円を減額し、補正後の予算額を2,611万2,000円とするものであります。

項2 外来収入は、605万5,000円を増額し、補正後の予算額1億3,065万6,000円とするものです。当初の見込みより外来患者数は減少しておりますけれども、コロナ禍における加算点数により、増額を見込んでおります。

続きまして、18ページにまいります。項3 その他の診療収入、目1 諸検査等収入、説明欄、各種予防接種診断料につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種料の見込み増等から568万2,000円を増額するものであります。住民検診料は、高齢者健診受診者数の見込み数減により102万6,000円の減額としております。

款2 使用料及び手数料は、10万4,000円を減額し、補正後の予算額を130万4,000円とするものであります。主なものは、項1 使用料、目1 使用料、説明欄、自動車使用料において収入見込み増により10万8,000円増額しております。

項2 手数料、目2 文書料、説明欄、各種診断書料で収入見込み減により18万6,000円を減額しております。

款3 国庫支出金は、8万9,000円を増額し、補正後の予算額を2,103万1,000円とするものであります。主なものは、項1 国庫補助金、19ページへまいります。目2 医療・感染拡大防止等支援事業補助金、説明欄、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金で、医療機関における感染防止、拡大防止対策に要するかかり増し費用の補助が受けられたことにより10万円増額しております。

款5 繰入金は、1,452万3,000円を減額し、補正後の予算額を9,589万9,000円とするものであります。

項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、説明欄、一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分は、診療所会計の収支の均衡を保つよう、それぞれ額を調整しております。

款7 諸収入は、254万2,000円を増額し、補正後の予算額を901万7,000円とするものであります。主なものは、項1 雑入、目1 雑入、説明欄、自費衛生材料等収入において収入見込額の減により11万3,000円の減額であります。各種診療業務収入において、今年度帯広協会病院総合診療科の指導医が不足しており、当診療所の医師も派遣協力しておりますが、補償料の見込額により266万4,000円を増額しているところであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

7番、織田さん。

○7番織田議員 診療所勘定なのですが、収入欄で入院収入ですか、479万2,000円、落ちているというか、減収になっているのですけれども、これは皆さん健康で入院を希望される方がいないというか、なのか、それとも先ほど支出の欄で欠員が生じていますよね、その関係なのか。お願いいたします。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 現在ご指摘のとおり看護補助員が2名欠員という状況でございます。安

全に看護を実施して入院生活を送っていただくために、入院患者数を調整せざるを得なかったということが減少の主な要因というふうに捉えております。

以上です。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 欠員ということが今分かりました。それで、やはり募集はされたと思うのですけれども、募集されましたよね。その結果、誰も応募してこなかったということなのか、それともふさわしい人がいなかったということか、どうなのでしょう。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 パートタイムの看護補助員につきましては、募集を継続しているところでございますが、応募がなく、採用に至っておりません。年度の中では1名、12月31日に退職して、1月1日に採用という、そういう入れ替わりが1名はございましたけれども、その他不足分については応募がなく、採用できていないというところでございます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 これは診療所だけでなく、今、村のこういうフルタイムとかの保健福祉課とかいろんな状態見ますと、募集をかけます。今言ったように応募がない。私が心配しているのは、なぜ応募がなかったのか、その辺の原因究明は村全体でやっているのかどうか。ただ人がいないから、応募しないで終わらせているのか。それと、応募のない理由が分かるのであれば、それを改善するように努めていると思うのですけれども、その辺の回答をお願いします。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 これまでパートタイムの会計年度任用職員であった看護補助員募集しているところなのですが、なかなか応募がないという状況でございます。それで、令和4年度よりはフルタイムの会計年度任用職員として雇用しまして、給与面での待遇を向上させる予定でございます。育児休業中の看護補助員を除く欠員につきましても、フルタイム会計年度任用職員として募集しています。フルタイム会計年度任用職員には定期昇給などがありまして、これまで以上の待遇ということになりますので、そういった部分で待遇向上をすることで職員確保に努めて、病棟の機能を果たせるように努力したいと考えています。

以上です。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 なければ、これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第22号 令和3年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第6号)の件

を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第23号

○議 長 日程第28、議案第23号 令和3年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第23号 令和3年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の件であります。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,634万8,000円とするものであります。

歳出から説明を申し上げます。6ページをお開きいただきたいというふうに思います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄(1)、総務一般事務経費は、4万2,000円の減額で、普通旅費の執行残を減額するものであります。

項2徴収費、目1賦課徴収費、説明欄(1)、賦課徴収事務経費は、5万2,000円の減額で、普通旅費、消耗品費のそれぞれ執行残を減額するものであります。

目2滞納処分費、説明欄(1)、滞納処分事務経費は、1万4,000円の減額であります。普通旅費、消耗品費、印刷製本費、それぞれの執行残を減額するものであります。

続いて、7ページをお開きいただきたいというふうに思います。款2後期高齢者医療広域連合納付金は、1万5,000円の減額で、保険料の減額に伴う給付金の減額であります。

次に、歳入にまいります。5ページをお開きいただきたいというふうに思います。款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料は10万7,000円の減額、目2普通徴収保険料は9万2,000円の増額で、調定実績に基づき補正をしております。

款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、10万8,000円を減額するものでありまして、歳出、総務費の事務費の執行残に伴う減額であります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第23号 令和3年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第24号

○議 長 日程第29、議案第24号 令和3年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第24号 令和3年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の件であります。

第1条としまして、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ257万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,251万7,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ276万円とするものであります。

最初に、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。10ページをお開きいただきたいというふうに思います。款1総務費は、16万1,000円を減額し、補正後の予算額を551万2,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄(1)、総務一般事務経費は、12万4,000円の減額で、主に普通旅費の執行残によるものであります。

項3介護認定審査会費、目1認定調査費、説明欄(1)、認定調査等経費は、2万7,000円の減額であります。

目2認定審査会共同設置負担金、(1)、認定審査会共同設置負担金は、1万円の減額で、南十勝介護認定審査会負担金は人件費の減額によるものであります。

続きまして、11ページをお開きください。款2保険給付費は、281万2,000円の増額で、補正後の額を3億1,744万4,000円とするものであります。

項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費、説明欄(1)、介護サービス等諸費は、629万9,000円の増額で、各給付費の給付実績に基づき増額をしております。

項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス等諸費は、171万1,000円の減額で、各給付費の給付実績に基づき減額しております。

項3高額介護サービス費、次のページにまいりまして、目1高額介護サービス費は、8

万4,000円の増額であります。

項4 高額医療合算介護サービス費、目1 高額医療合算介護サービス費は、財源振替であります。

項5 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費は、186万円の減額であります。

款3 地域支援事業費は、705万3,000円の減額で、補正後の額を4,823万6,000円とするものであります。

項1 介護予防・日常生活支援総合事業費、目1 介護予防・生活支援サービス事業費は、給付実績により151万4,000円を減額するものであります。

続きまして、13ページにまいります。目2 一般介護予防事業費は、14万3,000円の減額で、節1 報酬、節12委託料は事業の開催回数の減による減額、節18、一般介護予防事業交通費助成金は利用実績見込みにより減額しております。

項2 包括的支援事業・任意事業費、目1 総合相談事業費5万6,000円の減額は、執行残によるものであります。

目2 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、社会福祉協議会派遣職員、フルタイム会計年度任用職員及び職員人件費につきまして35万5,000円減額するものであります。なお、職員の人件費につきましては、16ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照いただきたいというふうに思います。

14ページにまいります。目3 任意事業費43万3,000円の減額は、説明欄(1)、家族介護支援事業費で6万6,000円の減額、(2)、任意事業では36万7,000円を減額しております。

目4 在宅医療・介護連携推進事業費は25万4,000円の減額、目5 生活支援体制整備事業費は410万円の減額となっております。

続きまして、15ページをお開きください。目6 認知症総合支援事業費は、19万8,000円の減額で、それぞれ新型コロナの影響による執行残であります。

款4 基金積立金182万5,000円を追加し、補正後の額を356万6,000円とするもので、サービス事業勘定からの繰入金、余剰分などを積み増しするものであります。

続きまして、歳入にまいります。7ページをお開きいただきたいというふうに思います。款2 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 介護予防事業手数料は、3万5,000円の減額であります。

款3 国庫支出金は、1,024万8,000円を追加し、補正後の額を1億621万5,000円とするものであります。

項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金は、78万3,000円の増額で、交付決定額による増であります。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金は、1,151万1,000円の増額で、変更申請による増額であります。

目2 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)は、13万4,000円の減額で、

交付金配分率の減によるものであります。

目3地域支援事業交付金（その他事業）は、191万2,000円の減額で、変更申請による減であります。

款4支払基金交付金は、31万円を減額し、補正後の予算額を9,013万1,000円とするものであります。

続いて、8ページをお開きください。項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金は、52万2,000円の増額で、変更交付申請による増であります。

目2地域支援事業交付金は、83万2,000円の減額で、変更交付申請による減であります。

款5道支出金は、33万1,000円の増額で、補正後の額を5,139万8,000円とするものであります。

項1道負担金、目1介護給付費負担金は、33万1,000円の増額で、変更交付申請による増であります。

款7繰入金は、1,270万9,000円を減額し、補正後の額を6,008万5,000円とするものであります。

項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金は、54万8,000の増額で、歳出の介護給付費の増額によるものであります。

目2地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、37万3,000円の減額で、歳出の介護予防・生活支援サービス事業費が減額したことによるものであります。

目3地域支援事業繰入金（その他事業）は、95万5,000円を減額するもので、事業費の減によるものであります。

目4低所得者保険料軽減繰入金は、15万6,000円を増額するもので、軽減対象者の増によるものであります。

9ページにまいります。目5その他一般会計繰入金157万2,000円の減額で、事務費繰入金の16万1,000円の減額は事務費対象分の減、その他一般会計繰入金の141万1,000円の減額は包括的支援事業・任意事業の減によるものであります。

項2基金繰入金、目1基金繰入金は、1,272万3,000円の減額で、国庫交付金等の増額により、財源調整で繰入れを減額するものであります。

項3他会計繰入金221万円を新規に追加するもので、介護サービス事業勘定からの繰入金を計上したものであります。

款9諸収入、項2雑入は、10万2,000円を減額し、補正後の額を36万円にするものであって、介護予防教室利用見込み者の減によるものであります。

以上で介護保険事業特別会計事業勘定の説明とします。

続きまして、サービス事業勘定の説明をいたします。最初に、歳出についてご説明を申し上げます。22ページをお開きいただきたいというふうに思います。款1事業費、項1居宅介護サービス事業費は、151万5,000円を減額し、補正後の額を55万円とするものであります。

目1 居宅介護サービス事業費14万8,000円の減額は、執行残の減額となっております。

目2 介護予防サービス等事業費は、136万7,000円の減額で、介護予防支援計画策定委託料件数が減少したためであります。

款2 諸支出金、項1 繰出金、目1 介護保険事業勘定繰出金は、221万円を新規に追加するもので、この勘定の余剰金を介護保険特別会計事業勘定へ繰り出すものであります。

次に、歳入の説明を申し上げます。21ページをお開きいただきたいというふうに思います。款1 サービス収入、項1 予防給付費収入、目1 介護予防サービス計画費収入は、41万3,000円の増額で、介護予防支援計画、ケアマネジメント策定費の増によるものであります。

款2 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金は、28万2,000円を増額するもので、前年度繰越金を増額したものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第24号 令和3年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第25号

○議 長 日程第30、議案第25号 令和3年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第25号 令和3年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の件であります。

第1条に総則、第2条では収益的収入及び支出を、第3条では資本的収入及び支出を、第4条では企業債、第5条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めており、いずれも3月末までの予算執行残による補正であります。

1 ページをお開きいただきたいというふうに思います。収益的収入及び支出の補正予算明細書であります。収入についてであります。款 1 簡易水道事業収益は、412万円減の 1 億 4,327万7,000円であります。

項 1 営業収益、目 1 水道使用料は、3 月までの見込みで264万4,000円の減の8,785万7,000円であります。

目 2 その他の営業収益は、2 万円増の22万5,000円で、給水工事手数料は追加、指定業者指定手数料は減額であります。

項 2 営業外収益、目 1 負担金は、65万7,000円減の203万7,000円で、共同施設維持管理負担金は事業費確定に伴う減額であります。

目 2 長期前受金戻入は、142万5,000円減の4,313万3,000円で、道営営農用水事業の施設更新に伴う減額であります。

目 3 消費税還付金は、58万6,000円増の938万9,000円で、道営営農用水事業の借入れに伴い算出した結果であります。

次に、支出にまいります。款 1 簡易水道事業費用は、1 億9,224万円増の 3 億2,521万6,000円であります。

項 1 営業費用、目 1 原水及び浄水費は、12万7,000円減の3,729万4,000円であります。旅費は、執行残による減額であります。

目 2 配水及び給水費は、27万1,000円減の556万6,000円で、委託料につきましてはそれぞれ執行残による減額であります。

目 3 総係費は、57万7,000円の減の2,280万1,000円で、手当は減額、法定福利費は追加、旅費、負担金は執行残による減額であります。

目 4 減価償却費は、179万1,000円減の6,164万5,000円で、節、有形固定資産減価償却費は道営営農用水事業の施設更新に伴う減額であります。

項 3 特別損失は、1 億9,500万6,000円増の 1 億9,530万1,000円であります。

続いて、2 ページにまいります。目 1 固定資産除却費は、道営営農用水事業により取り替えた旧施設を除去するため、残っている耐用年数分の資産を費用化し、特別損失により一括精算するものであります。

続きまして、3 ページにまいります。資本的収入及び支出の補正予算明細書であります。収入についてであります。款 1 簡易水道事業資本的収入は、5,075万1,000円減の9,941万3,000円であります。

項 1 補助金、目 1 一般会計補助金は、12万8,000円減の785万1,000円で、償還額確定に伴う減額であります。

項 2 負担金、目 1 負担金は、37万7,000円増の96万2,000円で、給水工事負担金の追加であります。

項 3 企業債、目 1 企業債は、5,100万円減の9,060万円で、節、企業債は道営営農用水事業に係る借入額確定による減額であります。

次に、支出にまいます。款1簡易水道事業資本的支出は、5,121万4,000円減の1億1,342万円であります。

項1建設改良費、目1水道施設費は、5,121万4,000円減の9,399万1,000円で、節、工事請負費は水道メーター取替工事費で執行残による減額、負担金は道営農用水事業費の減による負担金の減額となっております。

4ページに給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しをお願いしたいというふうに思います。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第25号 令和3年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第26号

○議 長 日程第31、議案第26号 令和3年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第26号 令和3年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の件であります。

第1条に総則、第2条では収益的収入及び支出を、第3条では資本的収入及び支出を、第4条では企業債、第5条では議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めており、いずれも3月末までの予算執行残による補正であります。

1ページを御覧いただきたいというふうに思います。収益的収入及び支出の補正予算明細書であります。収入についてです。款1下水道等事業収益は、758万2,000円減の1億4,203万円であります。

項1 営業収益、目1 下水道使用料は、3月までの見込みで113万7,000円減の5,005万7,000円であります。

目2 その他の営業収益は、8万円増の10万8,000円で、個別排水事業の浄化槽法定点検事務代行料を追加しております。

項2 営業外収益、目1 一般会計補助金は、627万5,000円減の3,979万8,000円で、財源補填分の減額であります。

目3 消費税及び地方消費税還付金は、25万円減の324万1,000円で、個別排水事業、個排です。設置工事費の減による減額であります。

次に、支出にまいります。款1 下水道等事業費用は、634万1,000円減の1億8,567万1,000円であります。

項1 営業費用、目2 処理場費は、555万9,000円減の7,014万8,000円で、節、光熱水費は（公共）浄化センター光熱水費で電気料の追加であり、通信運搬費、委託料、手数料はそれぞれ執行残による減額であります。

目3 総係費は、78万2,000円減の873万8,000円で、法定福利費、旅費であります。続いて、2ページにまいります。委託料、負担金は、それぞれ執行残による減額であります。

続いて、3ページにまいります。資本的収入及び支出の補正予算明細書であります。収入であります。款1 下水道等事業資本的収入、項1 目1 企業債は、1,070万円減の3,750万円です。節、下水道事業債は個排の借入額確定による減額であります。

項4 補助金、目2 一般会計補助金は、19万5,000円減の465万4,000円で、額の確定による減額であります。

次に、支出にまいります。款1 下水道等事業資本的支出、項1 建設改良費、目1 建設改良費等は、1,594万3,000円減の6,943万2,000円で、旅費、印刷製本費、委託料、工事請負費はそれぞれ執行残による減額であります。

4ページに給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しをお願いするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第26号 令和3年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後 4時45分散会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4年 3月10日

更別村議会議長

同 議員

同 議員